

啓発資料 No.1090

サ・ハ・ウ・の生活

国際協力事業団

JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

JICA LIBRARY



1024220[4]

国際協力事業団	
受入 月日 '84. 6. 28	703
	20
登録No. 10460	ESE

ま え が き

日本とは、言語、気候、風土はもとより、法律や手続きのことを知らなかったため罰せられたり、権利を失ったりすることもあり、また、習慣などを知らないことにより、思わぬ生活上の不利益を被ることもしばしばあります。

この冊子は、到着して現地に落ちつくまでに必要な基礎的な知識を集録してみました。主として、サン・パウロ地域に行かれる方も応用、活用できるものと考えます。

ブラジル、サン・パウロ地域で快適な生活をおくるうえでお役に立てば幸いです。

昭和59年3月

移住事業部長

目 次

ま え が き

1	ブラジル到着直後に必要な諸手続	1
(1)	在留届について	1
(2)	鑑識手帳(外国人登録)について	2
(3)	労働・社会保障手帳について	3
(4)	運転免許証について	4
2	入社時に知っておきたい諸制度	7
(1)	I.N.P.S.について	7
(2)	F.G.T.S.について	8
(3)	C.I.C.について	9
(4)	クリスマス賞与について	9
3	市民生活上の法律知識	9
(1)	出生届について	9
(2)	婚姻届について	10
(3)	死亡届について	11
(4)	葬化について	11
4	交通、通信、通貨、祝祭日、度量衡	14
(1)	交通について	14
(2)	通信について	18
(3)	通貨について	19
(4)	祝祭日について	20
(5)	度量衡について	21
5	日常生活上の習慣、留意事項	24
(1)	住宅の賃貸借について	24
(2)	不動産の購入、売買契約について	24
(3)	月賦購入について	25
(4)	保証人について	25
(5)	公正仕切伝票について	26
(6)	町名、番地について	26
(7)	ビルの階数について	27
(8)	銀行の利用について	27

(9) 病院について.....	29
(10) 交通事故について.....	33
(11) フェイラについて.....	33

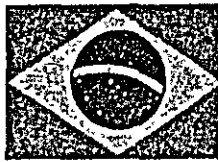
(附)

1 ブラジル国法律抜萃.....	36
(1) 憲法.....	36
(2) 総合労働法.....	38
(3) 外国人法.....	41
(4) 細則.....	45
(5) 外国人の農村地取得制限法.....	62
(6) 自営農業者のための社会保障制度.....	62
(7) 農村で人を使う場合の心得.....	64
2 サンパウロ市主要官公庁・団体等住所録.....	72
3 都道府県県人会事務所住所録.....	76
4 サンパウロ市中心地図.....	81
5 対ドル為替レート.....	83
6 サンパウロを起点とする鉄道網.....	84
7 ブラジル交通標識.....	85
8 ブラジルの政治・経済関係略号集.....	87
9 メモ欄.....	97

(カコミ記事)

ブラジルの国名と国旗	
手続代理人 (DESPACHANTE).....	7
日本からの花嫁の呼寄せ.....	11
主要単位・ブラジル語.....	22
ブラジルの州・首都.....	23
日本への送金・日本からの送金.....	28
救急病院.....	30
禁語句.....	32
日常生活に良く使われる略字・略称.....	35

ブラジルの国名と国旗



昔、欧州で盛んに赤色の染料に用いられていたブラジルの木がこの地方の産物だったことから起こった名。

国旗は緑色の長方形の旗地に黄金色の菱形をとり、その中央に白のリボンをかけた藍色の天体をいれている。リボンの文字の「秩序」と「進歩」はブラジル国民

の理想を表現し、星は各州を、また旗地の緑は森林やコーヒーを、黄金色は金や鉱物を、藍色は美しい空を表わしたものとされています。

1 ブラジル到着直後に必要な諸手続

(1) 在留届について

日本国の旅券法には、「旅券の名義人が外国に住所または居所を定めて三カ月以上滞在しようとする時は、遅滞なく、居住地を管轄する在外公館に在留届を提出しなければならない。この届出をした者は、住所、居所、その他の届出事項に変更を生じたときは、遅滞なく、当該届出をした在外公館の管轄区域を去るときは事前に、その旨を届出なければならない。」と規定されています。

従って、サンパウロに到着後は、早速在サンパウロ日本国総領事館の領事事務班戸籍係に在留届をしなければなりません。この在留届を怠った場合、実際におこる不都合な点をいくつかあげてみましょう。

- ア. 後述の鑑識手帳の取得手続ができない。
- イ. 日本における財産相続の権利請求が難しい。
- ウ. 死亡の場合、戸籍の抹消ができない。
- エ. 婚姻届が受理されない。
- オ. 消息の調査が極めて困難となる。

等があります。

なお、国際協力事業団にて渡航のお世話をした移住者の方々については、事業団サンパウロ支部が一括して総領事館に在留届を提出しますので、個々には不要です。

ただし、その後住所の変更等があった場合には、その都度必ず届出して下さい。

その他総領事館で取扱う諸証明は次のとおりです。

㊦ 旅券の再発給

ブラジル国内で身分を証明する場合は、鑑識手帳があれば問題ありませんが、外国へ旅行する場合は当然旅券を必要としますので、大切に保管しておかなければなりません。

もし旅券を紛失した場合には、居住区の警察署へ「紛失届」を提出し、「紛失届受理証明書」の発給を受け、サンパウロ州官報に3回にわたり「紛失広告」を掲載のうえ、その広告切抜と戸籍謄(抄)本および同一人たることを証明するもの(例えば鑑識手帳等)を持参し総領事館に申請すると日本国外務省に照会、確認したうえで新しい旅券が再発給されます。申請から受理するまでの所要日数は約3週間です。

(イ) 在留証明

これは日本の「住民証」に相当するもので、日本における財産相続手続、不動産売買委任等、すべての委任状に添付するものです。従って、在留証明がないと委任状は無効になるので注意して下さい。

(ロ) 印鑑証明

日本で登録された実印であっても、一度外国に出るとその登録は無効となるので、あらためて総領事館において備付の登録簿に登録する必要があります。

(ハ) 恩給から扶助料への切替え

恩給受給者が死亡した場合、その配偶者が扶助料を受給することになりますがこの切替えは、まず死亡届を総領事館に提出し、扶助料受給請求書類を作成のうえ、総領事館を通じて総理府恩給局に提出する必要があります。なお、この場合には、扶助料受給者本人が出頭しなければなりません。

(ニ) 拇印証明

各種委任状に添付される拇印の証明は、鑑識手帳の指紋と照会のうえ発給されます。

(2) 鑑識手帳（外国人登録）について

ブラジルの外国人法（法律6815）第30条には、「一時滞在または永住者として入国した外国人は、上陸後30日間に登録を行う義務がある」と規定されています。

登録は連邦所轄の外国人警察（DELEGACIA ESTRANGEIRA）で行なわれ、指紋のほか氏名、両親名、国籍、配偶関係、職業、出生日、ブラジル到着日および輸送手段等の詳細が登録されます。

この登録にもとずいて発給されるのが鑑識手帳です。これまでの例では、申請から発給までの所要時間は約1カ月ですが、この間は登録を受け手続中であるという証明書（PROTOCOLO）が発給されます。法律で定められた期間内に登録を怠ると1日について、ブラジルにおける現行最高地域の最低賃金の3%の罰金が課せられます。

また、住所変更は30日以内に届出する義務があり、これを怠ると同じく最低賃金の10%～20%の罰金が課せられます。

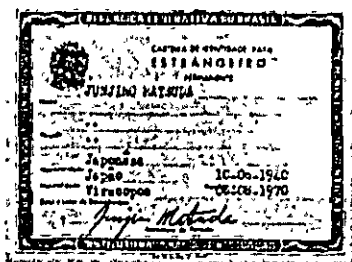
各人が直接外国人警察に出頭して手続を行なうことになるが、手続はかなり煩雑なので手続代理人（DESPACHANTE）に依頼する方が良いでしょう。

なお、18才未満の者が鑑識手帳を取得することは任意です。

鑑識手帳は、市民生活をするうえで極めて必要不可欠な書類で、法律でも官憲が要求するときにはいつでも提示しなければならないと規定されています。

鑑識手帳は、旅行、銀行口座の開設、預金・金品の受領、諸契約の締結時等に必ず提示を求められ、その他結婚、入院、子供の入学等にいたるまで鑑識手帳を所持しなければ手続のできないものが数多くあります。

常時必ず携行する習慣を身につけておきましょう。



(鑑識手帳・オモテ)



(鑑識手帳・ウラ)

万一鑑識手帳を紛失した場合には、手続代理人を通じて至急再交付の手続をする必要があります。念のため、コピーを作成しておくことも大切です。

鑑識手帳は、ブラジル語でCARTEIRA DE IDENTIDADEといいます。

(3) 労働・社会保障手帳について

ブラジル総合労働法第13条において、一時的なものであっても、農業を含むあらゆる職業に従事するものは、労働・社会保障手帳(通称・労働手帳)の使用が義務づけられています。

労働手帳に所定の記録がなされていないと身分の保障がまったくなく、例えば、疾病、傷害の際にも健康保険の適用、休業保障、傷病手当等の対象とならず、就労条件その他についても法的な解決がはかれない等労働者にとっては不利益を被ることになります。

労働手帳は、地方労働局に本人が出頭し、必要な供述を行なって申請することにより交付されます。

労働手帳には、発行番号、組番および日付のほか所持人に関する次の諸事項が記載されます。

- ア. 撮影日付入りの 3 cm × 4 cm の写真
- イ. 肉体的特徴および指紋
- ウ. 氏名、両親名、誕生日、出生地および署名
- エ. 扶養者の氏名、年齢および婚姻の有無
- オ. 就労している企業等の名称、所在地、労務の性質、給与、入社および退社日付、有給休暇等

この労働手帳は、公認された履歴書と考えてよく、勤務歴は労働手帳で一目瞭然とわかるようになっています。必要事項は、その都度使用者側で記載することになっているが、最初交付された労働手帳の注記欄に余白がなくなるまで使用されるので、大切に保管して下さい。

なお、12才に達すると労働手帳の交付を受けることができるが、18才以上の場合と異なり両親の同意書、健康診断書および読み、書き、計算能力の証明書等が要求されます。

労働手帳は、ブラジル語で CARTEIRA DE TRABALHO E PREVIDÊNCIA SOCIAL といいます。



(労働手帳・表紙)

(4) 運転免許証について

ア. 日本国免許証の切替え

日本の普通運転免許証を所持している場合は、下記書類を取揃え視力検査に合格すれば、実技、学科試験を受験する必要なくブラジルの免許証に切替

えることができます。

- (7) 受験申請書
- (8) 日本国免許証の公証翻訳
- (9) 日本国免許証
- (10) 住民票
- (11) 無犯罪証明書
- (12) 無政治犯証明書
- (13) 鑑識手帳コピー
- (14) 視力検査合格書

なお、この切替手続はかなり煩雑ですから手続代理人に依頼した方が無難で、費用は CR\$ 3,600.00 (大型自動車 CR\$ 4,200.00) が相場です。手続には鑑識手帳のコピーが必要なので、同手帳取得後に手続を始めることになります。

ブラジルの免許証の有効期間は 4～10 年間で、年齢により異なりますが視力検査のみで更新できます。運転免許証は日本と同じく携行の義務があり、コピーは無効です。

この運転免許証は、CARTEIRA NACIONAL DE HABILITAÇÃO といいます。

なお、国際免許証の切替えは、本来同免許証が一時滞在の者に与えられる性格を有するところから現在は 6 カ月間の有効期間しか認められておらず、延長は許可されません。従って移住者の方々は、普通免許証の切替えを申請するのが望ましいといえましょう。

イ. ブラジル運転免許証の取得

日本の免許証を所持していない場合は、新たに試験を受け合格する必要があるが、通常は自動車学校 (AUTO ESCOLA) で所定の学科と実技の教程を履修後、州交通局 (D.E.T.R.A.N. - 日本の警視庁交通局にあたる) で受験することになります。

自動車学校は、サンパウロ市内に数多くあるが、日本の教習所と違い、専用の練習コース等はなく、小型のフォルクス・ワーゲンを数台所有し営業しているのが普通であり、先輩達の助言を受け信用のおける学校を選ぶことが大切です。

入学手続は簡単で、入学金は通常 CR\$18,500.00 程度です。入学金を支払うと交通法規集を渡されますが、これをすべて理解、記憶しなければな

りません。

実技は日本の場合と異なり、最初から路上で行なわれるが、普通の運動神経の持ち主で16時間程度練習すれば合格レベルに達するでしょう。学校で学科、実技ともマスターしたと認められるといよいよ受験です。最初に市内各所にある交通局指定のツーリングクラブ等で目の検査を受けるが、職業運転手以外は視力と色盲の検査だけです。この検査に合格すると次は学科試験です。出題数は標識10題、法規10題の計20題です。標識問題は満点を取らないと合格しないが、法規は7問以上の正答が得られれば合格です。出題内容は極めてやさしいので努力すれば一度の受験で合格できるでしょう。

学科試験に合格すると指定された日時の実技試験を受けることになるが、この試験も日本の場合に比べて簡単です。路上運転とBALIZAと呼ばれる2本の棒の間をバックで入る車庫入れで、棒を倒さなければまず合格します。使用車はフォルクス・ワーゲンの小型車です。

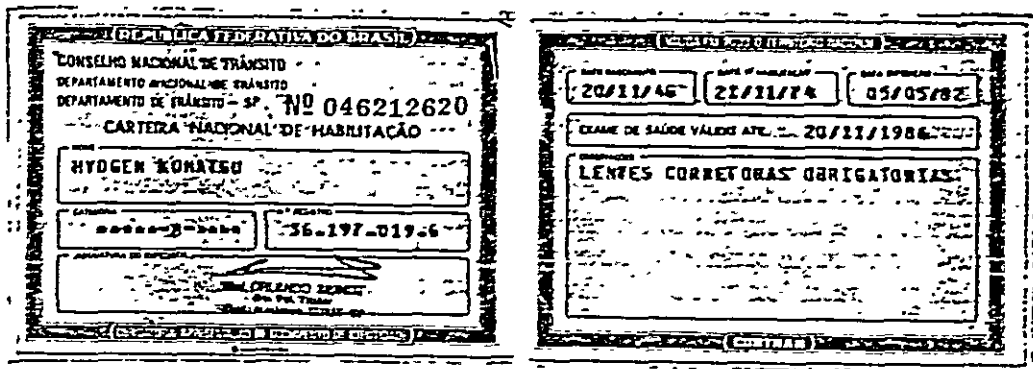
学科・実技とも受験料は1回につきCR\$ 2,700.00で、不合格の場合には何回でも受験できます。すべて一回で試験を合格したとして、免許証の取得に必要な費用は、CR\$ 2,600.00～7,400.00程度でしょう。

ウ. 職業運転免許証

日本の第2種運転免許証に相当するもので、運転を職業とする人に必要な免許証です。試験は視力検査のほか心理応用テストも実施され、実技試験も普通免許証の場合よりやや複雑になります。

表

裏



(ブラジル運転免許証)

手続代理人 (DESPACHANTE)

官庁関係との折衝、諸手続等はどの国でも複雑で、時間がかかるようです。まして言葉の十分通じないブラジルに渡航して法律上必要な諸手続を一人で行なうことは大変といえます。ブラジルには、言葉の不自由な外国人移住者が多いためか、あるいは官庁組織等が複雑なためか、各種の手続を代行する手続代理業者が非常に多くあります。この代理人は、DESPACHANTEと呼ばれますが、ブラジルでは生活に密着して欠かせない職業で、とても便利です。サンパウロには日系人のDESPACHANTEも数多く、日本語が通用するため、日本人に重宝がられています。

移住者の方がよくDESPACHANTEに依頼する手続には次のようなものがあげられますが、誠実、親切、迅速なDESPACHANTEを利用する上司、先輩等によく相談して下さい。

- ア. 鑑識手帳、労働手帳、自動車免許証、納税登録等の手続
- イ. 外国旅行する場合の諸手続
- ウ. 帰化手続
- エ. 船便による荷物の発送および受取手続
- オ. 金融公庫を利用した住宅購入手続
- カ. 家屋の新築、改修申請手続

2 入社時に知っておきたい諸制度

(1) I.N.P.S. について

INSTITUTO NACIONAL DE PREVIDÊNCIA SOCIAL の略称で、ブラジル社会保険院のことです。商工業従事者の場合、雇用者は、被雇用者の月給給与の10%を拠出します。最高限度額は、月額で最低賃金の20倍の10%です。1983年のサンパウロでいえば $CR\$ 34.776,00 \times 20 \times \frac{10}{100} = 69.552,00$ となります。

一方、被雇用者は次の給料(月額)により計算された額を拠出します。

最低賃金	1倍～3倍	8,50%
"	3 "+ 1～5倍	8,75%
"	5 "+ 1～10倍	9,00%

最低賃金	10倍+1~15倍	9.50%
“	15”+1~20倍	10.00%

また、被雇用者は会社の業種により家族手当、教育手当、SENAEC、SESC、INCRA等の名称の拠出金（給料の約7%）を納入する必要があります。

純農村労働者の場合も、1973年6月8日付の法令でI.N.P.S.の制度が適用されることとなり、この賃金として月間売上高の2%相当額を雇用者、被雇用者とも拠出することになりました。

保障の対象や金額は、勤続年数等により異なり、病気手当、死亡手当、年金、老令年金等多種にわたるが、日本の健康保険制度と同様いろいろな基準、制約があるので、受益する場合は雇用者側とよく相談して下さい。

(2) F.G.T.S. について

FUNDO DE GARANTIA DE TEMPO DE SERVIÇOの略称で勤続期間保障制度のことです。この制度は、会社側に労働者への退職手当を法律によって義務として積立てさせるものです。必要時に退職金として受取れるように労働者の勤続期間に保障を与えるもので、労働者保護の重要な制度です。

会社側は、毎月各従業員の賃金その他報酬を含む給与額の8%相当額を各従業員名義の個人口座に積立てることになっています。この積立てられた退職金は、従業員が転社した場合には新しい就労先の預託銀行に振替えのうえ継続して積立てられます。会社側は、各従業員の労働手帳に預託銀行名およびその住所を記載することが義務づけられています。

これら積立てられた預託金には利子およびインフレによる価格低下を防ぐための通貨価値修正（CORREÇÃO MONETÁRIA）が付加されます。この預託金は、退職手当を目的にしているが、会社を移動する毎の退職金を意味するものではありません。例えば、自営独立する場合、住宅を購入する場合、失業等で緊急に必要とする場合等には一部あるいは全額を使用できることになっています。また、会社側が正当の理由なく従業員を解雇した場合には、その会社により積立てられた預託金の10%をさらに預託しなければならないと定めています。

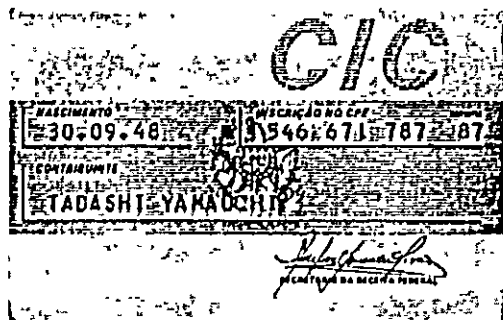
このように積立てられたF.G.T.S.はすべてB.N.H.（BANCO NACIONAL DE HABITAÇÃO — 国立住宅銀行）に集中され、同銀行はこれら賃金を運用することにより主として住宅建設に対する融資として使用してい

ます。

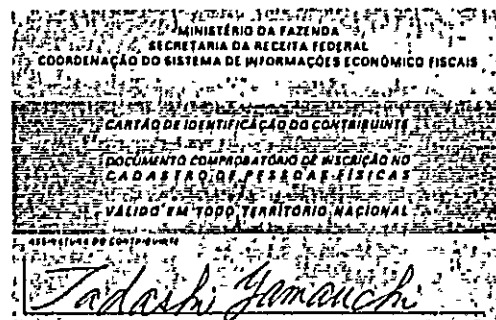
(3) C.I.C.について

CARTÃO DE IDENTIFICAÇÃO DO CONTRIBUINTE の略称で納税登録証のことです。ブラジルでも他の国と同様、収入のある人はすべてブラジル人、外国人を問わず納税の義務があり、納税者登録申告を行わなければなりません。この申告にもとづき登録番号が記載された証書が交付されるが、手元に届くまでに6カ月間位要することもあり、この間は申請控が発給されます。

C.I.C.は、不動産の売買、月賦購入契約、住宅の賃貸借契約等多くの商行為に必要です。申告は、個人で行なうのが原則であるが、前述の DESPACHANTE に依頼した方が無難です。現在発給されている C.I.C. の有効期間は5年間です。



(C.I.C. オモテ)



(C.I.C. ウラ)

(4) クリスマス賞与について

1962年7月13日付法令第4090号で設定された賞与で、通常13カ月目の給与と呼ばれています。

13カ月目の給与は、その年の12月の給与を基準として支払われ、途中採用の場合は就労月数に応じ計算されます。

なお、ブラジルには日本のようなボーナスという慣行はとくにないが、会社の業績により臨時賞与を適宜支給することはあります。

3 市民生活上の法律知識

(1) 出生届について

ブラジルは日本と異なり、出生地主義をとっているためブラジルで生れた子供は、両親が外国籍でもブラジル国籍を有し、ブラジル人となります。

子供が生れた場合には、まず最寄りの登記所 (CARTÓRIO) に出生届 (氏名、性別、出生日、両親名、出生場所) を提出する必要があるが、この届出は出生後 7 日以内に行わなければなりません。届出の際には、両親の鑑識手帳および婚姻証明書 (日本人の場合は総領事館で発給される) を提出し、あわせて立合人 2 名 (21 才以上の鑑識手帳またはそれに類する書類を有している者) の署名が必要です。このため登記所には立合人の資格を有する知人等 2 名を同行して届出に行くことが大切です。

出生届をすませるとその場で出生証明書 (CERTIDÃO DE NASCIMENTO) が発給されるが、この出生証明書は旅行、学校への入学その他必要とする場合が多いので、大切に保管して下さい。

なお、子供に日本国籍の留保を希望する場合には、出生日から 14 日以内に日本国総領事館に備付の出生届用紙に必要事項を記入のうえ上記の出生証明書のコピーを添えて届出をしなければなりません。この場合、子供はブラジル・日本の二重国籍者となります。

(2) 婚姻届について

ブラジルにおいて結婚する場合は、外国人といえどもブラジルの法律にもとづき婚姻手続を行なう必要があります。婚姻する兩名は、まず管轄の登記所に立合人 2 名とともに出頭のうえ年令証明書 (CERTIDÃO DE IDADE) 等の必要書類を提出するが、この提出書類は登記所により若干異なっている場合があり、日本人の場合は旅券、総領事館発給の身分証明書等も必要なので、事前に具体的な提出書類の指導を受けるようにして下さい。

登記所においては、提出書類をもとに婚姻公示書 (PROCLAMAS DE CASAMENTO) を作成。15 日間掲示し、かつ官報等にこの旨を公告します。

この 15 日間の公示期間中に兩名の婚姻に対し正当な異議申し立て等がなく、なんら問題がないと認められた時に登記所では、はじめて兩名が婚姻する資格があることを証明する書類を発給します。婚姻資格証明書をもとに挙式を行なうことになるが、その際に証人として 2 名以上の立合人が必要で、婚姻登記簿に必要事項を記入すれば、その場で婚姻証明書が交付されます。日本人の場合、婚姻証明書を 30 日以内に総領事館に提出するよう定められている。

日本からの花嫁の呼寄せ

日本から花嫁を呼寄せられる場合には、婚姻手続はブラジルの法律にもとづく必要はありません。まず、日本において婚姻届けを行なうことが必要(夫になるものがブラジルに在住中の場合は、日本にいる妻になるものまたは代理人に届け出を依頼することになる)で、入籍後の呼寄せ手続は事業団でお世話しているのので、サンパウロ支部に相談して下さい。なお、呼寄せ手続期間は通常5～6カ月間を見込むことが必要で、準備する書類には入籍済戸籍謄本、花嫁の住民票、呼寄せ状(CARTA DE CHAMADA)、夫に関する各種書類等があります。

(3) 死亡届について

死亡者の鑑識手帳および医師の死亡診断書(事故死の場合は警察の証明書も必要)を添え、所轄の公営葬儀社(SERVIÇO FUNERÁRIO)へ届け出れば、埋葬、墓の紹介、葬式等一切の死亡手続を行なってもらえます。なお、所轄の葬儀社の所在地がわからない場合には、(SERVIÇO FUNERÁRIO DO MUNICÍPIO DE SÃO PAULO CENTRAL VIADUTO DONA PAULINA TEL: 257-0944)へ連絡すると葬儀社の所在地、死亡手続方法等を詳しく教えてくれます。

ブラジルにおいては土葬が一般的ですが、火葬(サンパウロ市以外には現在火葬設備はない)をする場合は、死亡者からみて最も身近な親族の同意書が必要です。

なお、いったん土葬をすると3年間は遺体を発掘できないので、日本へ遺骨を持ち帰る場合には留意する必要があります。

葬儀は日本と異なる慣習等があるので、先輩、知人等に予め教えてもらうことが大切です。

(4) 帰化について

憲法に規定された帰化申請の許可は、法務大臣によって決裁されるが、直接の取扱いは申請者居住地管轄の郡・市役所保安局等で行なわれます。申請の手続は非常に複雑なのでDESPACHANTEに依頼することをおすすめします。

ア. 帰化申請者の要件

帰化を希望する人は次の諸条件を満たしていなければなりません。

- (ア) ブラジルの法律の下に帰化する者が民事上の能力者であること。
- (イ) 帰化申請日までに引続き最低4年間ブラジル国領土内に居住していること。

ただし、ブラジル人の子供または配偶者を有する場合、ブラジル人の子供である場合およびブラジルに対し著しい貢献をした場合またはしうると法務大臣が認めた場合は最低1年間、その職業、科学または芸術上の能力が優秀である場合、農業者である場合または工業分野における特殊労働者である場合は最低2年間、諸料金算定基準(MVR)の1,000倍以上の価格に相当する不動産をブラジルに所有する者、同等額の資産を有する工業家、また主としてかつ常時工業または農業を行なう商事または民事会社に同等額以上の株を所有する者の場合は、最低3年間にそれぞれ短縮される。

- (ウ) 帰化する者としての条件に照し、相当にポルトガル語の読み書きができること。
- (エ) 職業を持ち、あるいは本人とその家族の生活を支えるに十分な資産を有すること。
- (オ) 素行の良いこと。
- (カ) 1カ年を超える刑とみなされる犯罪に対し、ブラジルにおいて判決または処分がなされていないこと。
- (キ) 健康であること。

※ (イ)において老人、学生、子供等はなんらかの形で生活が保証されていれば良い。

(ウ)に関し、ブラジル国内に2年間以上居住している場合は健康証明書は要求されない。

イ. 帰化申請時に必要とする書類

申請人の資格条件により若干異なるが、主な必要書類は次のとおりです。

- (ア) 差識手帳
- (イ) 居住地の警察証明書
- (ウ) 警察の善行証明(ATESTADO POLICIAL DE BONS ANTECEDENTES)および居住地の担当官庁発給の経歴証明書(FÓLHA CORRIDA)。
- (エ) 労働手帳

ウ) 所得税の無滞納証明書。

ウ. 帰化証明書の交付

帰化証明書の交付を受ける場合には次のことをしなければなりません。

- ウ) ブラジル憲法条文の一部を音読することによりポルトガル語の読み書きができることを立証すること。
- イ) 前国籍を放棄することを明言すること。
- ウ) ブラジル人としての義務を履行することを宣誓すること。

エ. 帰化の効力

許可書が交付された後に帰化はその効力を発生し、憲法が生来のブラジル人 (SER BRASILEIRO NATO) に付与しているものを除くすべての市民および政治上の権利を享受できることとなります。

憲法が定めている生来のブラジル人にも与えている権利とは次の職業に従事することです。大統領、副大統領、國務大臣、連邦議員、知事、副知事、連邦最高裁判所判事、連邦上訴裁判所判事、軍事裁判所判事、陸・海・空軍の士官、正規の外交官、大使、あらゆる報道機関の知的企画、経営の責任者など。

など、帰化は帰化する者の配偶者および子供のブラジル国籍取得とは無関係であり、また帰化する者がそれ以前から持つ出身国の民事上、刑事上の責任を免ずるものではありません。

オ. 日本国総領事館への届出

帰化後 30 日以内に帰化証明書を持参のうえ総領事館に届出しなければなりません。



(サンパウロ市の新名所になった)
日本人街“大阪橋”

4 交通、通信、通貨、祝祭日、度量衡

(1) 交通について

ア. タクシー

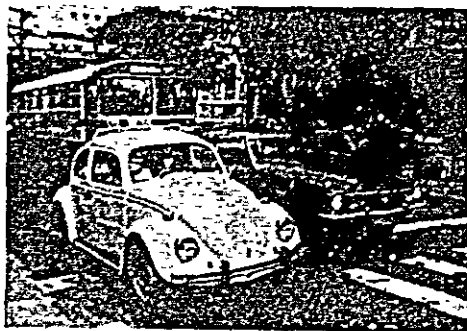
サンパウロ市内のタクシーには、次の3種類あります。

COMUM — 普通のタクシーで、特別の塗装はほどこしてなく、屋根に「TAXI」の表示がついており、フォルクス・ワーゲンのセダン（2人乗り）が最も多く走っています。屋根の上の標識にランプがついていると空車です。値上りが激しいのでメーターの改造が追いつかず、別の料金表により換算されることがあります。チップは必ずしも払う必要はありませんが、通常100クルセイロ未満のおつりは受取らず、チップとしています。ドアは日本のように自動ドアではありません。COMUMは流しのほか、街角にたまり場があります。

ESPECIAL — 車体が白と赤に色分けしてあり、主に空港に配車されています。日本のクラウン、セドリッククラスの車で、料金はCOMUMより割高です。

LUXO — 空港の国際線および高級ホテルの玄関に配車されてある大型車で、車体の横腹に「LUXO」と書いてあり、見るからに高級車の感じがします。フォードおよびダッジが大半で、料金は非常に高く、一般の人はほとんど利用しません。

タクシー乗ったら運転手に行先の番地まで正確に伝えることが大切です。日本語の通じる日系人のタクシーもサンパウロ市内には多いので、事情がよくわからない当初は、これらのタクシーを利用するのも一方法です。なお、無線タクシーは現在のところ一般的ではありません。



(〜フォルクス・ワーゲンのセダン型タクシー)

イ. 地下鉄

現在地下鉄の走っているのは、ブラジルではリオ・デ・ジャネイロ市とサン・パウロ市だけで、それぞれ1および2系統です。車輛も駅もなかなかきれいです。

ドアは自動開閉式であるが、日本のようにプラットフォームに駅員がいて合図することもなく、車掌が運転席でホームにある映像機を見て操作するのでドアにはさまれないように注意することが必要です（ドアが閉まる時にブザーが鳴ります）。

自動改札制になっており、切符を入れ緑色のランプがついてから入場します。切符の種類には、1回用、10回用、バス乗り継ぎ用、学生用があります。

なお、地下鉄とバス、あるいは地下鉄と電車を接続して利用する場合は、「INTEGRAÇÃO」といって特別の切符を買って下さい。この切符は自動改札でもどってくるので忘れないように受取って接続のバスに乗って下さい。また、バスから地下鉄を接続して利用する場合にはバスで切符を買います。この地下鉄とバスが接続している場所は、とくに標示されています。また、地下鉄と接続しているバスにはマークがついています。



(地下鉄の乗降風景)

ウ. バス

01 市内バス

サンパウロの市内バスには、その系統別に3桁の番号が標示されています。路順はサンパウロのガイドブック（GUIA）に掲載されているが、道路工事等により変更される場合が多々あるので注意が必要です。

停留所は白色または青と白色の三角柱で、目指すバスがきた時に手をあげると停車します。降車者がいない限り手をあげないと停車しません。

日本とは反対で、乗車口は後方の扉、降車口は前方の扉にあり、自動開閉します。車の中央やや後部に車掌がすわっており、そこを通過する折に料金を支払うが、釣銭を出すことをきらうので、あらかじめ小銭を用意しておきましょう。後部にも座席があるが、混んできるとなかなか降車できなくなるので目的地に近づいたら前の方に移動しましょう。両側の窓の上部に紐があり、これを引くと運転手席のランプがつき（またはブザーが鳴って）停車します。

バスの運転手の大半は、運転が乱暴なので、よくつかまっていることが必要です。バスの中では女性に席を譲る習慣をあまり見受けませんが、良識によって判断し、女性に限らず、適宜他に席を譲るよう心がけましょう。

(4) 長距離バス

日本ほど鉄道が発達していないブラジルでは、長距離バスが非常に発達しており、3,000 Km～4,000 Kmを50時間～70時間かけて走ることも珍らしくありません。ブラジルの北から南まで大部分の主要都市へは、サンパウロからの直通バスが運行されています。勿論、近郊の都市とは網の目のようにバスが連絡しています。

サンパウロばかりでなく、どの都市にも長距離バスのターミナル(ESTAÇÃO RODOVIARIA)があります。バスは普通のリクライニング・シートのほかに寝台バスもあるが、料金は約2倍になります。座席は予約することができます。



(サンパウロ市のハイウエー)

エ. 航 空 機

ブラジルでは、航空機の路線はかなり発達しています。航空会社は、VARIG, VASP, CRUZEIRO, TRANS BRASILの主要4社が、また、その他ローカル航空会社が数多くあり、それぞれ国内に路線を有しているが、近隣の国を除き、国際線はVARIG社のみです。

座席予約の方法は、日本と同様に航空会社カウンターあるいはエージェンツで行います。

サンパウロの場合、国内線はすべて市内のCONGONHAS空港から発着します。

外国の航空会社の国際線は、サンパウロ市から約100 Km離れたカンピーナス市郊外のVILACOPOS空港から発着します。CONGONHAS空港との間には専用バスが運行されており、搭乗手続もCONGONHAS空港で行なわれます。なお、VARIGの国際線はCONGONHAS空港からリオ・デ・ジャネイロ経由で国外と接続しています。

次にとくに気をつけなければならないことは、騒音防止の見地から夜10時以降はCONGONHAS空港の発着が禁止されているので、到着便が遅延するとVILACOPOS空港に変更着陸する場合があります。また、天候状態によっても到着空港の変更がなされる場合もあるので、出迎えの場合は航空会社のカウンターで良く確かめましょう。

また、国際線はもとより、国内線の搭乗の場合も鑑識手帳の提示を求められるので、オリジナルの携行を忘れないよう注意しましょう。

空港での荷物運搬料(ポーターへのチップ)は、大型トランク1個につき1ドル相当額が相場です。

定期便のほかにセスナ等の小型飛行機によるテコテコ(TECOTEKO)があります。空のタクシーとよばれるもので、簡単にチャーターすることができ、広いブラジルでは土地の売買や調査等によく利用されています。このテコテコを取扱っている会社は、空港内に多数あります。

オ. 鉄 道

サンパウロを起点とする鉄道は、ソロカバナ線、セントラル線、モジアナ線、ジュンジャイ線、ノロエステ線、パウリスタ線が主なものです。発着駅は、それぞれの線により異なっているので事前に十分確認しておくことが大切です。クラスは、普通車のほか、1等車、寝台車、展望車があります。

ブラジルの鉄道は、総延長距離約4万Kmで、軌間は90%以上が1mです。

サンパウロを起点とする鉄道網は、巻末(附)のとおりです。

(2) 通信について

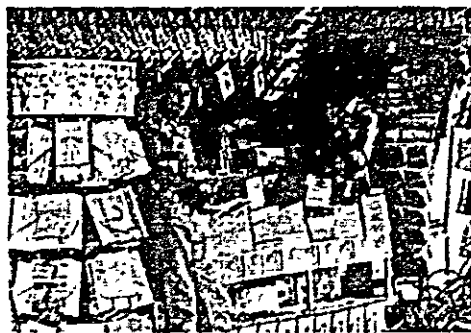
ア. 電 話

都市の電話は、大部分がダイヤル式になっています。

電話番号を告げる場合は、何千何百何十何番といわず、例えば1230番の場合には1(UM)、2(DOIS)、3(TRÊS)、4(QUATRO)と数字を一つ一つ1の位のままいのが普通です。ただし、6の場合は(S EIS)とせず、メィア(MEIA)と言うのが一般的ですが、これは1ダースの半分・6という意味です。

イ. 市内電話

公衆電話は、BARや街角にあるが、日本と異なり、硬貨を直接入れても通せず、新聞、雑誌の売店(BANCA)やBARでメタル(FI-CHA)を買い求め、使用します。1個のFICHAでの通話時間は3分間です。なお、FICHAは、電話局で直接買う場合はBAR等で買い求めるより若干安いですが、緊急の場合を予想して、FICHAをまとめて買い、常に携行していると便利です。



(街角にあるパンカ)

イ. 市外通話

公衆電話からはかけられません。他の都市との通話はほとんど自動化されていますが、自動市外局番のない地帯にかける場合は、101か107

をまわし、交換手に地名と電話番号を申し込む必要があります。

㉑) 国際電話

公衆電話からはかけられません。最近、日本へ直通電話もかけられるようになり、局番は(0081)です。この場合、日本側の市外局番の最初の0を省いてダイヤルします。(例、東京03の場合は3だけ)。

イ. 電 報

日本のように番号135をまわすと電話で電報を申し込むことができます。また、国内電報、国際電報ともに郵便局(CORREIO)または電々公社(EMBRATEL)に直接行き、備付の用紙に宛先、電文を記入のうえ打電を依頼することもできます。なお、サンパウロ市内および郡部でも中心地であれば、自宅配達が可能だが、遠隔地の場合は局留となるので、郡部在住者に打電する時には確認することが必要です。

ウ. 手 紙

切手は郵便局およびBANCAで売っています。背留扱いはあるが、速達制度はなく、また日本のような官製はがきもありません。サンパウロ市内では、街角にポスト(黄色の半円形でCORREIOと書いてある)があります。なお、ブラジルでは私書箱(CAIXA POSTAL)の制度が発達しており、市内中心地は戸別配達されるが、地方では一般的にCAIXA POSTALを利用しています。



(サンパウロ市のポスト)

(3) 通貨について

ブラジルの通貨の呼称は、クルセイロ(CRUZEIRO = CRS)といい、CRUZEIROの補助単位がセンターボ(CENTAVO)で、100 CENTAVOS

が1 CRUZEIRO です。

現行の通貨には硬貨と紙幣があります。硬貨は、1 CR\$, 10 CR\$, 20 CR\$, 50 CR\$, の5種、紙幣は1 CR\$, 10 CR\$, 50 CR\$, 100 CR\$, 200 CR\$, 500 CR\$, 1,000 CR\$, 5,000 CR\$, の8種があります。

なお、CRUZEIROのことを別称コント (CONTO) ともいっており、例えば100 CRUZEIROSのことを100 CONTOSと呼ぶことも多い。



(ブラジルの紙幣。5,000クルゼイロス)

(4) 祝祭日について

1月1日 — 新年 (CONFRATERNIZAÇÃO UNIVERSAL)。

2月～3月の3日間 — 謝肉祭 (CARNAVAL)。春分の日後最初の満月のあとの日曜日 (復活祭) からさかのぼり、日曜日を除く40日前の「灰の水曜日」から前3日間。

4月21日 — チラデントス (TIRADENTES)。ブラジルの総督制時代の専制に反抗した中心人物の通称 (本名・JOAQUIM JOSÉ DE SILVA XAVIER) で、1792年4月21日絞首刑となった。

5月1日 — メーデー (FESTA DO TRABALHO)

9月7日 — 独立記念日 (INDEPENDÊNCIA)。1822年9月7日ドン・ペドロ一世がイピランガの丘でポルトガルからの独立を宣言。

11月2日 — お盆 (FINADOS)

11月15日 — 共和国宣言記念日 (PROCLAMAÇÃO DA REPÚBLICA)。

67年間の帝政時代が崩壊し、共和制が1889年11月15日樹立された。

12月25日 — クリスマス (NATAL)

なお、上記のほか各州、市によって定められた休日があります (例：サンパウロ市創設記念日 — 1月25日)。

(5) 度量衡について

ブラジルの度量衡は、メートル10進法を採用しているが、一方植民地時代から伝わっている独特の単位もかなり使われています。その主なものは次のとおりです。

アローバ (ARROBA)

$$1 \text{ ARROBA} = 14.689 \text{ Kg}$$

キンタール (QUINTAL)

$$1 \text{ QUINTAL} = 58.328 \text{ Kg}$$

ポント (PONTO)

$$1 \text{ PONTO} = 0.2 \text{ mm}$$

ペー (PÉ)

$$1 \text{ PÉ} = 33 \text{ cm}$$

ブラッサ (BRAÇA)

$$1 \text{ BRAÇA} = 22 \text{ m}$$

アルケール (ALQUEIRE)

$$1 \text{ ALQUEIRE} = 24.200 \text{ m}^2 \text{ (サンパウロ州)}$$

ミーリャ・クワドラーダ (MILHA QUADRADA)

$$\begin{aligned} 1 \text{ MILHA QUADRADA} &= 200 \text{ アルケール} \\ &= 4.840.000 \text{ m}^2 \text{ (サンパウロ州)} \end{aligned}$$

主要単位・ブラジル語

alq.	Alqueire (アルケール)
cm	Centímetro (センチメートル)
cm ²	Centímetro quadrado (平方センチメートル)
cm ³	Centímetro cúbico (立方センチメートル)
dℓ	Decilitro (デシリットル)
dz	Duzia (ダース)
g	Grama (グラム)
gr.	Grosa (グロス)
ha	Hectare (ヘクタール)
kg	Quilograma (キログラム)
km	Quilômetro (キロメートル)
km ²	Quilometro quadrado (平方キロメートル)
kw	Quilowatt (キロワット)
ℓ	Litro (リットル)
m	Metro (メートル)
m ²	Metro quadrado (平方メートル)
mg	Miligramma (ミリグラム)
mm	Milimetro (ミリメートル)
m/s	Metro por segundo (秒あたりのメートル数)
t	Tonelada (トン)
V	Volt (ボルト)
W	Watt (ワット)
yd	Yard (ヤード)
oz	Onça (オンス)

ブラジルの州・首都

略号	州名	州人口 (単位) (1,000人)	首都	首都人口 (単位) (1,000人)
	Estados (州)			
AC	Acré	303	Rio branco	117
AL	Alagoas	1,990	Maceió	400
AM	Amazonas	1,428	Manaus	635
BA	Bahia	9,472	Salvador	1,507
CE	Ceará	5,298	Fortaleza	1,309
ES	Espírito Santo	2,020	Vitória	207
GO	Goiás	3,865	Goiânia	718
MA	Maranhão	4,000	São Luis	450
MG	Minas Gerais	13,389	Belo Horizonte	1,782
MT	Mato Grosso	1,138	Cuiabá	213
MS	Mato Grosso do Sul	1,367	Campo Grande	292
PA	Pará	3,410	Belém	934
PB	Paraíba	2,769	João Pessoa	330
PE	Pernambuco	6,147	Recife	1,205
PI	Piauí	2,139	Teresina	378
PR	Paraná	7,629	Curitiba	1,026
RJ	Rio de Janeiro	11,300	Rio de Janeiro	5,093
RN	Rio Grande do Norte	1,902	Natal	417
RS	Rio Grande do Sul	7,778	Porto Alegre	1,126
SC	Santa Catarina	3,631	Florianópolis	188
SE	Sergipe	1,137	Aracajú	293
SP	São Paulo	25,036	São Paulo	8,493
	Territórios (連邦直轄地)			
AP	Amapá	175	Macapa	138
FN	Fernando de Noronha	1		
RO	Rondônia	490	Porto Velho	135
RR	Roraima	79	Boa Vista	67
	Distrito (連邦都)			
DF	Distrito Federal	1,174	Brasília	1,174
		ブラジル国 総面積	8,551,965 km ²	
		総人口	119,071千人	
		人口密度	km ² /13.9人	

5 日常生活上の習慣、留意事項

(1) 住宅の賃貸借について

住宅を借りる場合、新聞等の広告で物件を探す方法と直接希望する地域を歩いて物色する場合の二つの方法が一般的です。住宅やアパートの前には、「ALUGA-SE」という貸家札がでており、その立札には物件を扱っている不動産会社の住所、電話番号等が記載されているが、アパートの場合には管理人が空室の鍵を保管していることが多く、部屋の内部を見せてくれます。

賃貸借契約は、物件を扱っている不動産会社と直接借料、条件等を取りきめのうえ契約書を作成することになるが、とくに問題になるのが保証人の設定です。保証人の資格は、正式に登録された宅地、住居の所有者であることが最低必要条件であり、またサンパウロ市の場合、それら不動産が同市内にあるものという条件のつくことが多いようです。適当な保証人が見つからない場合は、2カ月～3カ月分の家賃相当額を敷金として預託する方法もありますが、最近はこの方法を認めない家主が多くなっています。

住居の賃貸借、売買等の契約には、鑑識手帳（手続中の場合は、その証明と旅券）およびC.I.C.が必要です。契約時には、電気、水道、ガス等が切られている場合が多く、その利用手続に2週間以上要することが少なくありません。

(2) 不動産の購入、売買契約について

不動産を購入する場合、事情や手続がわからないために損をしたり、ダメされたりすることも少なくないので、十分注意する必要があります。

ア. 事前調査

土地を購入する場合には現地で境界線、環境などを直接調査、確認することは当然ですが、次の事項もよく調べることが大切です。

- (1) 過去20年間の登記証明書（不動産登記所調査）
- (2) 金銭上の無瑕疵証明書（公証役場および民事裁判所で調査）
- (3) 不動産税務滞納証明書（売手に対し不動産税領収書の提示を要求）
- (4) 農村労働者保障基金納入証明書（農地を購入する場合のみ。INPSで発行）
- (5) 20年間以上にわたる不法占拠者の有無を調査

(カ) 売手に土地実測図の提出を求め登記面積と照合する。また、家屋（アパート）を購入する場合には上記の(イ)、(ロ)、(ハ)をとくに調査することが肝要です。

イ. 売買契約

一括払いの場合には、公証役場で売買確定書を作成する。

分括払いの場合は、次の手続を行なう。

(1) 当事者間で売買予約契約書を作成する。

(2) 当事者が公証役場へ出頭し、公証原簿に契約内容を記載のうえ署名する。

(3) 代金完納後は、一括払いの場合と同様に売買確定書を作成する。

ウ. 所有権の名義変更登記

上記の売買契約にもとづき売買確定書を作成しただけでは所有権の移転が行なわれたことにはなりません。

所有権の移転登記のためには、公証原簿（即ち売買確定書）から謄写した証本を不動産所在地の司法区にある不動産登記所へ提出して所有権名義変更登記をしなければなりません。不動産登記所では、証書に種々必要番号を記入した証明書を作成するが、これが地権（アパートの場合は土地共同所有権）と呼ばれるものです。

(3) 月賦購入について

日本と同様、月賦販売制度は非常に普及しており、家具、電気製品、衣類等多くのものが月賦で購入できます。販売店によって要求される資格、手続等は若干異なるが、回数を重ね、信用がつけば以後は簡単に利用できます。

一般的な手続としては、保証人を必要とするほかには鑑識手帳、労働手帳、C.I.C.等を揃え、所定の用紙に記入、サインします。これらの事実確認のうえ、クレジットカードが発給され、毎月の指定期日内に最寄りの銀行または直接販売店に払い込むこととなります。月賦の場合の利率は、銀行の貸出利率とほぼ同じです。月賦購入の手続後、実際に品物が届けられるまでには1週間程度要するのが普通です。なお、現金購入の場合も同じですが、領収書、保証書等は絶対に紛失せぬよう心がけましょう。

(4) 保証人について

保証人（FIADOR）の問題は非常に大切です。住宅の貸借、購入、月賦

購入、銀行融資等いろいろな場合に要求されます。保証人の資格は、ケースにより異なるが、27ページでも若干述べたように、例えば住居を賃借する場合は、単に不動産を所有しているというだけでなく、正式に登記所に登記済でまた抵当権の設定がなく、かつ税金の滞納もなされていないことが条件となります。従ってブラジルに到着して間もない頃は、知人も少なく、保証人の資格を有し、快く引受けてくれる人をさがすことはなかなか難しいと思うので、上司や先輩に相談して下さい。また、保証人が妻帯者の場合、妻のサインも必要とされるのが普通で、夫が承諾しても妻が反対すると正式な保証人の資格がないこともおぼえておきましょう。

なお、自分自身が保証人になるよう依頼されることも多いと思われるが、保証人となった以上万一の場合は一切の義務履行と賠償責任が生じるので、それ相当の覚悟をもってサインすることが必要です。

(5) 公正仕切伝票について

物品を販売する場合、売主は必ず公正仕切伝票（NOTA FISCAL）を発給するよう義務付けられています。物品を買った時には、このNOTA FISCALを受取る習慣を身につけておきましょう。

例えば、高価な品物を購入し、運搬の途中で道路警察等官憲に検査を受けた場合、NOTA FISCALを所持していないと盗品とみなされ没収される場合があります。また、不良品の返品、取換え、故障の修理等の際には、NOTA FISCALを提示する必要があります。単なる領収書とは性質を異にしているので注意しましょう。

(6) 町名、番地について

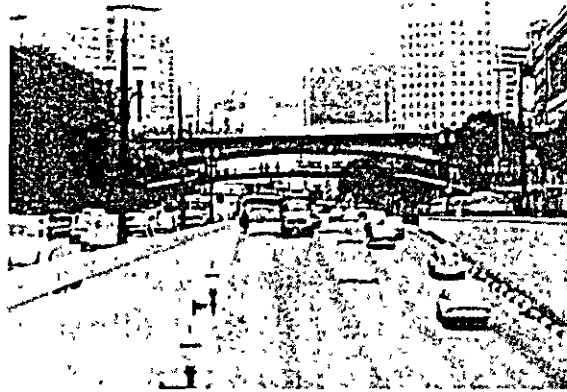
ブラジルの市街地における建物、住宅等の所在地標識は、PRAÇA・LARGO（いずれも広場）、RUA（街）、AVENIDA（大通り）、ALAMEDA（並木通り）、TRAVESSA（横丁）、VIA（街道）等の名前を冠して表示されています。

これらの道路等には番号がつけられており、例えば右側が偶数番、左側が奇数番というようになっています。日本のように〇〇町〇丁目〇〇番〇号というのではなく、RUA〇〇〇〇、123番のように標示されています。

市街地の中心が基点となり、その基点から道路の番号が始まり、例えば50m地点では、およそ右側が50番、左側が49番というように、わかり

やすく標示されています。

なお、サンパウロ市では、街角に道路の名称と番号が掲示してあります。



(サンパウロ市のメインストリート
AV. 23 DE MAIO)

(7) ビルの階数について

サンパウロ市は高層建築が非常に多いが、階数の呼び方は日本でいう2階がブラジルでは1階 (PRIMEIRO ANDAR) と呼び、日本の1階はTERREO (Tと標示) といいます。エレベーターは完全自動は少なく、大半はエレベーターボーイ (ガール) が運転しているので、乗ったらすぐ降りる階数を告げて下さい。エレベーターに乗り降りする場合、婦人を優先し、帽子は脱ぐのが基本的なエチケットです。

(8) 銀行の利用について

ブラジルでは、とくに都市部で生活する場合、現金は持ち歩かず、食事や日用雑貨品等小物の買物以外は小切手 (CHEQUE) を利用するのが一般的で、「自分の財布は銀行」という感じがする程CHEQUE — 当座預金 が利用されています。

日本では印鑑の利用が習慣となっているため、日本人は一般にサイン (ASSINATURA) というものに慣れておらず、この不注意や不慣れを利用され、小切手偽造、詐欺の被害を受ける人もよく見受けられるので、サインをする場合は十分な注意が必要です。サインは実印と同じものと考えて良く、常に同じ筆跡で書けるようあらかじめ練習しておくことが大切です。

銀行の営業時間は、平日 (月～金) 午前9時～午後4時30分までが一般的で、土曜日および日曜日は営業していません。税金、電気料、水道料、都

市ガス、電話料等の払い込みおよび預金の引出し受付は午後4時まで、預金は4時30分までが普通です。

銀行口座を開設し、利用することは信用の獲得にもなり、銀行からの借入れも容易になります。口座を開設する場合は、鑑識手帳、C.I.C.および保証人(同じ銀行に口座を開設している人)が必要です。

預金の種類は次のとおりです。(南米銀行調べ 1983年7月)

ア. 当座預金 CONTA CORRENTE

日常生活等で広く利用する小切手のための口座で、利息はつきません。小切手帳は預金者負担(1冊10枚つづり CR\$14.00)となっており、不渡小切手を2度振り出した場合は中央銀行より口座を閉鎖され、各銀行との取引停止処分を受けることになるので残額は常に正確に把握しておくことが大切です。

イ. 儉約通帳 CADERNETA DE POUPANÇA

利息年6%および通貨価値修正(3か月間に1回)。利息は3か月毎に計算されるが、途中で引出した場合はその残額に対する利息となります。元本の引出しはいつでも可能で、その点便利ですが、利息は口座を開設した6か月後でなければ受取れません。所得申告をする必要があります。

ウ. 為替証券 LETRAS DE CÂMBIO

利率(利息+通貨価値修正)は、6か月75%、12か月150%程度になります。詳しくは、金融機関に相談すべきでしょう。

エ. 定期預金 DEPÓSITO DE PRAZO FIXO

利率その他は儉約通帳と同じで、所得申告が必要です。利息だけを毎月受け取ることも可能です。

日本への送金

外貨事情が悪化しているため、一般送金はできません。

日本からの送金

外国為替取扱銀行で手続するが、親族送金の場合には1件について300万円まで可能です。この場合の必要書類は、送金を必要とすることが記載された手紙、在留届、戸籍謄本等です。

300万円を越える送金については、特別許可を必要としますから最寄の為替取引銀行でお尋ね下さい。

(9) 病院について

病気になった時などに I.N.P.S. 制度の利用は加入者として当然であり、積極的に利用すべきだが、I.N.P.S. の直営病院が少なく、また、I.N.P.S. との契約病院でも非常に混雑しており、初診時の諸手続や診察を受けるまでに時間がかかるため、とくに言葉の不自由なブラジル到着直後の人達は多少経費がかさんでも、日系医師（病院）を利用しているのが普通です。

日本語を理解する医師（病院）は、日系新聞に掲載案内されているので、先輩、知人に相談のうえ選ぶと良いでしょう。

なお、サンパウロ市内の RUA GALVÃO BUENO の近くにあるサンパウロ日伯援護協会（RUA SÃO JOAQUIM, 381）でも日系医師が診察を実施しています。

また、会社等では医師または病院と契約し、会社指定病院として従業員の健康管理に役立っている場合が多いので、予め聞いておくとも便利です。

ブラジルは日本と異なり、医薬分業制度なので、医師は診察だけを行ない、患者は医師の作成した処方箋を薬局に持参し、薬を購入します。薬局は平日午前 8 時から午後 7 時頃まで営業しているが、各区域で 1 店～2 店は終日および日曜日、祭日でも必ず営業しています。なお、日本出発時にひと通りの家庭常備薬を携行した方が良く、ブラジルにおちついてからも救急薬品の備付けを心がけておきましょう。



（会社内の診療所）

救急病院 (PRONTO SOCORRO)

救急病院は、比較的大通りに面したわかりやすい場所に多数あります。赤いランプの点滅が目印して、24時間診療を行なっています。

万一に備えて近所の救急病院の正式名称、所在地および電話番号を記憶しておきましょう。

なお、ラジオ・パトロールに電話 (227-3333) 連絡しても、救急車を配車してくれます。サンパウロ市内の主な救急病院の所在地と番号は次のとおりです。

総合救急病院

() 内は、診療科目を示す。

HOSPITAL
MATARAZZO

— Alameda Rio Claro, 190-Bela Vista-Tel:288-7722 (Cirurgia Geral-Clinica Médica-Ortopedia-Maternidade.)

HOSPITAL SÃO
PAULO

— Rua Napoleão de Barros, 715-Vila Mariana-Vila Clementino-Tel:549-0344 (Cirurgia Geral-clinica Médica-Ortopedia.)

HOSPITAL DO
IPIRANGA

— Av. Nazaré, 28-Ipiranga-Tel:215-7749, 215-7769 (Cirurgia Geral-Clinica Médica-Maternidade.)

HOSPITAL
HELIÓPOLIS

— Rua Barão do Rio da Prata, 800-Sacomã-Tel:274-6233 (Cirurgia Geral-Clinica Médica.)

SANTA CASA DE
MISERICÓRDIA

— Rua Cesário Motta, 112-Vila Buarque-Tel:221-7111 (Cirurgia Geral-Clinica Médica-Ortopedia Maternidade.)

— 般

HOSPITAL
MODELO

— Rua Tamandaré, 753-Tel:278-0011

歯 科

P.A.- INPS

— Rua Santo Antônio, 580-Centro (extrações) Tel:239-1303

小 児 科

HOSPITAL MATARAZZO CLÍNICA INFANTIL IPIRANGA	— Alameda Rio Claro, 190-Bela Vista-Tel:288-7722 — Av. Nazaré, 1361-Ipiranga Tel:237-0807
HOSPITAL MATERNIDADE CASA VERDE	— Rua das Relíquias, 716-Casa Verde-Tel:266-5463, 266-7026
CRUZADA PROINFANCIA	— Av. Brigadeiro Luiz Antonio, 683-Centro-Tel:256-3399
HOSPITAL SÃO BENTO	— Av. São Gualter, 450-Pinheiros Tel:260-6741
HOSPITAL CRUZ VERMELHA BRASILEIRA	— Av. Moreira Guimarães, 699- Aeroporto-Tel:267-4311
HOSPITAL SÃO JORGE	— Av. Brigadeiro Luiz Antonio, 4677 Tel:881-3311
HOSPITAL SÃO PAULO	— Rua Napoleão de Barros, 715-Vila Clementino-V. Mariana Tel:549-0344, 544-1915
HOSPITAL BANDEIRANTE	— Rua Galvão Bueno, 257 Tel:278-7722
SANTA CASA DE MISERICÓRDIA	— Rua Cesário Motta, 112-Vila Buarque-Tel:221-7111
HOSPITAL NOSSA SRA. DE LOURDE	— Rua das Perobas, 344-Jabaquara Tel:276-7833
CASA DE SAÚDE SANTA MARCELINA	— Rua Sta. Marcelina, 3-Itaquera Tel:297-6019
CLINICA MÉDICA ENKYO	— Rua São Joaquim, 381 (Sub Solo) Liberdade. Tel:278-1640, 278-1866

禁 語 句

たまたま発音が同じであるために、それをブラジル語として聞いた場合、聞くに耐えないようなひどいな言葉になる日本語があります。これらの言葉は、非常に多くあるが、極端な例としては化学(科学)、紙、食う、9(く)、鏡等があげられ、日本人同志で話しをする時は別として、ブラジル人が傍にいる時は気をつけましょう。

従って、化学・QUIMICA、9・NOVE、鏡・ESPELHOのように注意すべき言葉はブラジル語で話すよう普段から心がけておく必要があります。

(10) 交通事故について

サンパウロ市内における交通の混雑は訪問者の誰もがおどろく程の状況です。交通事故数も毎年激増しており、1982年のサンパウロ市の交通事故件数は約15万件、1日平均410件、毎日平均5人が交通事故死している状況です。

地下鉄が1975年から一部開通したが、市内の交通はそのほとんどがバス、タクシー、自家用車に頼っており、とくに乗用車が36カ月という長期月賦で購入できることもあり、自家用車族が多く、交通ラッシュの主原因となっています。

ブラジル到着後間もない人は、一般に言葉が不自由で地理も不案内のうえ、右側通行ということおよび運転者も歩行者も交通ルール、道徳を日本ほど守っていないため混雑した街中で車を運転することは事故発生の可能性が多いといえます。諸事情に精通するまではとくに注意、自重しなければなりません。

しかし、不幸にして事故に遭遇した時には次の処置が必要です。

人身事故でなく、軽い接触事故等の場合には一般的に示談で処理するのが普通で、警察官を呼んだ場合でも最初は示談によることをすすめられます。

加入を義務づけられた強制保険で車を修理する場合には、立合いの警察官に事故書(OCORRÊNCIA)を作成してもらい、その後交通局に出頭し事故証明書(BOLETIM DE OCORRÊNCIA)の発給を受け、保険会社に提出のうえ指定の修理工場で修理することになります。

人身事故の場合は第一に怪我人を病院に運ばなければなりません。病院には事故検査官(INVESTIGADOR)が常駐しているので、その指示に従います。

交通標識は、巻末(附)のとおりで、法規もほぼ日本と同じだが、最高速度制限は街中40 Km、市内高速道路60 Km、郊外の街道は80 Kmになっています。交通違反の場合の罰金は、その時点における最低賃金を基準として決定されます。例えば、駐車違反の場合、初回が最低賃金の $\frac{1}{2}$ 、2回目が $\frac{1}{3}$ 、3回目が $\frac{1}{4}$ と計算され、年1回のナンバープレート書替えの際に一括して精算納入します。

なお、事故発生の際の緊急連絡は警察事故課(電話194)へ通知する。

(11) フェイラについて

サンパウロ市内には、各専門店のほか、日本と同じ型式のスーパーマーケット（SUPER MERCADO）が数多くあり、日用品、食糧品等の買物には不自由しません。しかし、新鮮な野菜、果物、魚等を求める多くの人々はフェイラ（FEIRA）とよばれる露店市場を利用しています。FEIRAは、地域により曜日は異なるが、朝7時頃から正午頃まで広場や交通を遮断した道路で開放され、野菜、果物のほか、花、肉、魚、日用雑貨等が売られます。日系人の店も多く、日本的な食料品も並べられています。

買い物品が多くなった時には、主に少年の運び屋（CARREGADOR）に頼むと安い料金で自宅まで運んでくれます。ブラジルでは婦人が大きな荷物を抱えて歩く姿はあまり見かけません。



（フェイラ風景）

日常生活によく使われる略字・略称

abr.	abril (4月)	L.	largo (広場)
A/C	ao cuidado (気付)	Ltda.	limitada (有限会社)
ag.	agosto (8月)	mço.	março (3月)
Al.	alameda (並木通り)	Mao.	maio (5月)
a.m.	antes do meio dia (午前)	N.	norte (北)
Av.	avenida (大通り)	Nº	número (番号、数)
C.P.	caixa postal (私書箱)	nov.	novembro (11月)
Cx.	caixa (出納係、会計)	O.	oeste (西)
dez.	dezembro (12月)	out.	outubro (10月)
E.	este (東)	Pça	praça (広場)
etc.	et-cetera (その他)	P.m.	depois do meio dia (午後)
ex.	exemplo (例)	R.	rua (街)
fev.	fevereiro (2月)	S.	sul (南)
h	hora (時間)	S.A.	sociedade anónima (株式会社)
id.	idem (同上、同じく)	sem.	semana (週)
jan.	janeiro (1月)	set.	setembro (9月)
jul.	julho (7月)	Trav.	travessa (横丁)
jun.	junho (6月)		

(附)

1 ブラジル国法律抜萃

(1) 憲 法 1967年1月24日公布

第1条 ブラジルは連邦共和国にて代議制の下に、州、連邦区および直轄領の不解消の結合により構成される。

第6条 立法権、行政権および司法権は国権であり、それぞれ独立と調和を保つものとする。

第7条 国際的紛争は直接交渉、調停およびその他ブラジルが加入している国際機構の協力をもって、平和的手段により解決されなければならない。
単項. 侵略戦争は禁止される。

第29条 立法権は連邦下院と上院をもって構成される国会により執行される。

第30条 下院議員と上院議員の選挙は、全国一斉に行なわれる。

単項. 国会議院の被選挙資格は次の通りである。

1. 生来のブラジル人であること。
2. 参政権行使者であること。
3. 下院の場合は21才、上院の場合は35才以上であること。

第41条 連邦下院は各州および直轄領において直接秘密投票により選挙された国民の代表者をもって構成される。

(注) 議員の任期は4年。

第42条 次の事項は下院独自の権限である。

1. 議員数の三分二をもって大統領および国务大臣に対する告発の成立を宣言すること。
2. 年次議会の開会后60日以内に大統領の会計報告が提出されない場合その取調べを行うこと。

第43条 連邦上院は多政制に基く直接秘密投票により選挙された州の代表者をもって構成される。

第1項 各州は8カ年任期の上院議員3名を選出し4年毎に三分の一と三分の二の議員を交互に改選する。

第44条 次の事項は上院独自の権限である。

1. 大統領と共犯の国务大臣の背任罪を裁判すること。

2. 連邦最高裁判事と連邦検事総長の背任罪を起訴し裁判すること。

第45条 更に次の事項も上院独自の権限である。

1. 憲法に定められた場合における司法官、連邦検事総長、会計検査院の審査官、連邦区の郡長、直轄地の知事、常任外交使節団長、法律に定める他の公職の選考を秘密投票をもって承認すること。
2. 外国借款取引または協定につき州、連邦区、郡市に対し認可を与えること。
3. 連邦区の立法を行なうこと。
4. 連邦最高裁判所の確定判決により違憲と宣告された法律または政令の全部または一部の施行を停止すること。
5. 決議を行なうこと。

第75条 行政権は国務大臣の補佐を受けて大統領により行使される。

(注) 大統領の任期は4カ年である。

第93条 すべてのブラジル人は法律の定める所とその罰則の下に兵役その他国家治安上必要とする任務につく義務がある。

第107条 連邦の司法権は次の機関により執行される。

1. 連邦最高裁判所
2. 連邦上訴裁判所と連邦判事
3. 軍事裁判所と判事
4. 選挙裁判所と判事
5. 労働裁判所と判事

第140条 次の者はブラジル人である。

1. 生来のブラジル人
2. 帰化人

第142条 法律に従い登録された18才以上のブラジル人は選挙人である。

第150条 憲法は国内に居住するブラジル人、および外国人に対し次の規定(略)の下に生命、自由、安全および財産所有権に関する権利の不可侵を保障する。

(注) (1) 性、人種、労働、宗教上の信仰、政治上の信念の差別は無い。

(2) 死刑、終身禁錮、流刑または没収刑は存在しない。

(3) 何人も、現行犯または当該官憲の文書による命令による外逮捕されない。

(4) 法律は被告に対し上訴をもって充分防衛することを保障する。

第167条 家族は婚姻により構成された国家の保護を受ける権利をもつ。

第1項 婚姻は解消不可能である。

第168条 教育はすべての者の権利であり、家族と学校において与えられる。その機会均等は保障され、国家の統合の原則および自由と人類連帯の理念をもって行われなければならない。

(2) 総合労働法 1943年5月1日公布 法律第5452号

第13条 労働・社会保障手帳は臨時のものであっても、農業的性質の職業を含むあらゆる職業を実行するためおよび自己の勘定による報酬を伴う職業活動の実行のために義務的とする。

第14条 労働・社会保障手帳は地方労働代表部または協定により直接または間接の労働管理の連邦、州または自治体の機関により発行される。

第15条 労働・社会保障手帳を取得するためには関係者は自身で発行機関に出頭し身分を明らかにし必要な申告を行うものとする。

第16条 労働・社会保障手帳には発行番号、組番および日付の外、所持人に関してさらに下記の事項を記載するものとする。

1. 撮影日付を記述した1年以内の3×4 cmの正面写真
2. 指紋
3. 氏名、親子関係、出生の日付および署名
4. 発行の基礎として使用された書類の種類
5. 労働契約
6. 帰化の政令、伯国に到着の日付および場合に依り外国人手帳に記載されたその他の事項
7. 扶養者の氏名、年令、および婚姻の有無

第58条 すべての私企業における従業員の通常の労働時間は、特に他の制限がない限り1日8時間を超えないものとする。

第64条 月払いの従業員の場合には、通常的时间制給料は第58条記載の労働時間に該当する給料月額を、同労働時間の2.5倍で除して得られる。

単項、労働日数が25日以下の場合には、月の労働日数をもってする。

第67条 すべての従業員には連続24時間の週休が認められ、この週休日は公共の都合または労務上のやむを得ない必要の場合を除いては、全部

または一部を日曜日と一致せしめなければならない。

第71条 あらゆる継続労働において、その労働時間が6時間を超えるものは休息または食事のための時間を与える義務があり、文書による協定または団体契約で異なった決定をなす場合を除き最低1時間とし、かつ2時間を超えることは出来ないものとする。

第76条 最低賃金とは使用者が農村労働者を含むすべての労働者に、1日の正常な役務に対して性の区別なく直接に支払の義務を負う最低の対価で、特定の時期および地域においてその衣食住、衛生および交通費の通常の必要を満たすに足るものをいう。

第129条 すべての従業員は毎年その報酬に影響なしに一定期間の休暇を享受する権利を有する。

単項. 本章の規定は農村労働者に対しても適用される。

第130条 休暇の権利は労働契約実行の12カ月後に得られる。

第131条 休暇は常に従業員が休暇の権利を得た日から12カ月以内に享受されるものとする。

第132条 従業員は次の割合で各12カ月の期間後に第130条に記載する休暇の権利を有するものとする。

(a) 12カ月間使用者の命令に服し役務に正当な理由の有無にかかわらず、6日を超えて欠勤しなかった者に実数20日間。

(b) 契約12カ月間に250日を超えて使用者の命令に服した者に実数15日間。

(c) 200日を超えて使用者の命令に服した者に実数11日間。

(d) 200日に満たなく150日を超えて使用者の命令に服した者に実数7日間。

第136条 休暇は1回の期間で許可される。

第1項 特別の場合に限り休暇は2回に分けて許可されるがそのいずれも7日より少なくしてはならない。

第137条 休暇の許可は最低8日前に文書をもって通知される。この通知に対して関係者は受領書を与えるものとする。

第138条 休暇の許可は労働・社会保障手帳および会社の従業員名簿に記録される。

第139条 休暇の許可の時期は雇主の利害をよく考慮したうえで決めるものとする。

- 第140条 休暇を享受中の従業員は勤務中に受けると同様の報酬を受ける権利がある。
- 第143条 休暇の許可を請求する権利は、休暇を享受すべき時期の終了の日から算えて2カ年で時効にかかる。
- 第442条 個人労働契約とは雇用関係についての暗黙のまたは明示の協約である。
- 第456条 個人労働契約の証明は労働・社会保障手帳への記入もしくは文書による契約によってなされ、法律で認められたあらゆる方法でこれを補足することが出来る。
- 第461条 職務が同一であるとき、同一場所で同等の職務にあり同等の価値をもつ労働はすべて、性、国籍、年齢の区別なく同額の給料を受ける。
- 第463条 給料はブラジル通貨をもって支払われる。
単項. 本条に違反する給料支払は無効とする。
- 第469条 使用者はその同意なしに労働者を契約と異なる場所に転任させることは禁止される。ただし住所の移転を必ずしも必要としない移転は転任とはみなされない。
- 第470条 前条の禁止的制限にかかわらず業務上必要の場合は契約と異なる場所に転任することが出来る。ただし、この場合労働者が以前の場所で受取っていた給料の25%を下廻らない割増金額をその状態の続く限り、支払わねばならない。
単項. 転任に伴う経費は使用者の負担とする。
- 第473条 次の場合には労働者はその給料を失うことなく役務に出頭することを停止することが出来る。
- 1 配偶者、尊族、卑族、兄弟姉妹またはその労働・社会保障手帳に記載されて、その扶養の下にある人の死亡の場合、連続2日迄。
 - 2 婚姻のため連続3日迄。
 - 3 子女出生の場合に第1週の期間内に1日迄。
 - 4 正当に証明された自由意志による血液寄贈の場合に労働12カ月毎に1日。
 - 5 関係法に従い選挙人となるため連続または不連続の2日迄。
- 第492条 同一企業において10年以上勤続の労働者は正当に証明せられた重大な過失または不可抗力の事情の理由による以外は、解雇されることが出来ないものとする。

第506条 農業契約においては、その経営の活動により得られた生産物であり、給与の三分の一を越えない時に限り現物支給を約定する協定は合法的とする。

(3) 1980年8月19日付法律第6815号

ブラジルにおける外国人の法的地位を定め、国家移住審議会を創設し、その他の措置を講ずる法律。

第1条 平時に於ては、いかなる外国人も、国の利益を守る限り、本法の条件を満たして、ブラジル国に入国、滞在、出国することができる。

第1編 適用

第2条 この法律の適用に当っては、国の治安、制度上の組織、ブラジルの政治的、社会・経済的、文化的利益、さらには、国内労働者の保護に、優先的に応じなくてはならない。

第3条 査証の発給、その延長または変更は、常に国の利益により制約を受けるものとする。

第II編 許可、入国及び禁止

第1章 許可

第4条 国家領土内に入ろうとする外国人に対しては、以下に挙げる査証を発給することができる。

I 通過査証

II 観光査証

III 一時滞在査証

IV 永住査証

V 礼讓査証

VI 公用査証

VII 外交査証

単項. 査証は個人に対して発給し、かつ、第7条の規定に従い、その発給を法律上の扶養者に及ぼすことができる。

第5条 この法律に定める入国査証に定める条件は、施行規則に定める。

第6条 外国人は、ブラジルにおける財産の占有又は所有により、いかなる種類の査証を得る権利又は、国家領土内に滞在する許可をも獲得するものではない。

第7条 以下に該当する外国人には査証は発給されない。

I 18才以下の者で、法律上の責任者に伴われない者、又は、その明示の許可を有しないもの。

II 公けの秩序又は、国の利益に有害と考えられるもの。

III かつて、当国より追放された者。但し、追放が取り消された場合はこの限りでない。

IV 犯罪のため外国において判決、又は訴追を受けた者で、その犯罪がブラジル法に照らし、犯罪人引渡しに該当するもの。

V 保健省の定めた衛生条件を満たさないもの。

第8条 通過査証は、目的国に達するため、国家領土内に入国しなくてはならない外国人に対して発給することができる。

§ 1 通過査証は、10日までの延期を許さぬ滞在で、かつ、唯一回の入国に対して有効なものとする。

§ 2 継続旅行を行う外国人で、使用交通手段の止むを得ない乗りつぎのため旅行を中断するものについては通過査証を必要としない。

第9条 観光査証は、ブラジルに休養又は訪問の性格をもって入国する外国人で、移住の目的ないしは報酬を伴う活動を行う意図を持たないと考えられるものに対し発給することができる。

第10条 ブラジル人に対し、同様の待遇を与える国の観光客に対しては、前条に定める査証は免除することができる。

単項. 本条に定める互惠措置は、すべての場合において国際協定により確立され、その協定は、本法に定めた観光滞在の期間に従うものとする。

第11条 輸送会社は、外国に於ける搭乗の際、所定の書類の検証を行わなくてはならず、入国の際に不正が発見された場合は、第125条VIの規定を損うことなく当該外国人の出国に対し責任を負わなければならない。

第12条 観光客の滞在期間は90日までとする。

単項. 上記期間は、それぞれの場合に法務省の判断により短縮することができる。

*第13条 一時滞在査証は、以下に従いブラジルに入国を希望する者に発給することができる。

I 文化的旅行、又は、学術上の使節として。

II 商用旅行で。

III 芸術家又は運動家として。

IV 留学生として。

V 契約に基づき、又はブラジル政府の役務に服するため、科学者、教授、技術者あるいはその他の種類の専門家の資格で。

VI 外国の新聞、雑誌、ラジオ、テレビ又は通信員として。

VII 宗教団体の伝導師又は宗教団体の構成員として。

*第14条 ブラジルに於ける滞在期間は、第13条II及びIIIの場合90日までVIIの場合1年までとし、その他の場合には本条単項の規定の場合を除き、労働法の規定に従い、領事当局において証明された任務、契約又は役務提供の期間に相当する期間とする。

単項. 第13条IVの場合、期間1年までとし、在学及び入学手続の証明により、必要とあれば延長することができる。

第15条 第13条III又はVに定める外国人に対しては、国家移住審議会の定める特別の要求を備し、労働省の認証をうけた労働契約の当事者である場合に限り、査証を発給される。但しブラジル政府に対する役務の提供が証明された場合はこの限りではない。

*第16条 永住査証は、ブラジルに確定的に定住することを意図する外国人に対して発給することができる。

単項. 移住は、専ら国民経済の各部門に対し、専門的労働力を提供することを目的とし、国家開発計画、特に特定の部門のための生産性の向上、技術の同化、及び資金の獲得を目的とするものである。

第17条 外国人は、永住査証を取得するため、第5条に定める必要条件の他、国家移住審議会の制定する移住者選考基準に定める特別の要求を備さなければならない。

第18条 永住査証の発給は、5年を越えない期間、一定活動の実行及び国家領土内の一定地域への定着を条件とすることができる。

第19条 外務省は、外交査証、公用査証、礼譲査証の発給、延長又は免除の行われる場合に関し規定するものとする。

第20条 査証の発給に対しては、以下に挙げるものを除き、領事手数料を徴収する。

I 無償供与の協定によって定めたもの。

II 礼譲、公用、又は外交査証。

III 外交旅券、又は公用旅券の所持者に対し発給する通過、一時滞在、又は観光査証。

単項、いずれの査証についても、その有効期間は、発給の日から起算して90日間とし、同期間は、領事当局により同一期間の延長が認められ、その場合、所定の手料が徴収される。

第21条 国家領土と陸つづきの都市に住む隣接国民に対しては、国の安全に関する利益を遵守する限り、身分証明書を提示すれば、上記の国と国境を接する都市に入ることが許可することができる。

§ 1. 本条に定める外国人で、隣接都市に於いて報酬を伴う活動に従事するか、あるいは教育施設に通学することを希望する者に対しては、その身分を証明し、その条件を明確にする特別の証明書を発給し、さらに必要に応じて、労働手帳及び社会保険証を発給する。

§ 2. 前項に定める証明書は、ブラジルに於ける居住の権利を与えるものではなく、また、隣接都市の管理地域より離れることを許可するものではない。

(4) 1981年12月10日付大統領令第86715号

1980年8月19日付法律第6815号は、ブラジル国に於ける外国人の法的地位を定め、国家移住審議会を創設し、その他の措置を講じる。

共和国大統領は、憲法第81条第3項により与えられている権限を行使し、発令する。

第1条 この大統領令は、1980年8月19日付法律第6815号に定められている、ブラジル国に於ける外国人の法的地位を規定し、国家移住審議会の構成、及び職権に関し、定めるものである。

第1編 上陸許可、入国および拒否

第1章 上陸許可

第1部 領事査証

第2条 国内領土への外国人の上陸許可は、査証の発給をもって行われる。

- I 通過査証
- II 観光査証
- III 一時滞在査証
- IV 永住査証
- V 礼譲査証
- VI 公用査証
- VII 外交査証

第1項 査証は、国外で外交使節、担当の領事館、副領事館で発給され、国の外務本省から、然るべき権限を与えられた場合には、名誉領事館から発給される。

第2項 国の外務本省から、然るべき権限を与えられた場合にのみ、礼譲

査証，公用査証，外交査証を発給することができる。

第 3 項 外交関係，及び領事関係が停止されている際には，ブラジル入国の査証は，外交使節，またはその国のブラジル関係担当の領事課より発給される。

第 3 条 第 5 条の要求を満足し，扶養証明がなされる場合には，査証の発給は，法律上の扶養者である外国人にも及ぼすことができる。

単項 扶養証明は，担当官公庁の証明書を通じてなされ，領事当局の鑑識に，本人の出頭が不可能な際には，それに相応した書類によりなされる。

第 4 条 外務省により入国拒否と判断された場合を除き，無国籍者が査証を取得するためには，この法規に定められ，要求されている書類の他に，居住地または出生地に帰国可能である事の公的証明，または他国へ入国可能である事の公的証明が必要である。

第 5 条 以下に該当する外国人には査証は発給されない。

- I 18歳未満の者で，法律上の責任者に伴われない者，もしくはその明示の許可を有しない者。
- II 公の秩序もしくは国益に有害であると見なされる者。
- III 過去に当国より追放された者。但し，追放が取り消された場合はこの限りでない。
- IV 犯罪のため外国において判決もしくは起訴された者で，その犯罪がブラジル法に照らし，国際間の逃亡犯罪人引渡しに該当する者。
- V 保健省の定めた衛生条件を満たしていない者。

単項 査証発給拒否で，本条の II，及び V に該当すると見なされる場合には，領事当局は，当国の外務省へ本人の資格証明の資料を提出し，拒絶理由を知らせるものとする。

外務本省当局は，国外にある全てのブラジル領事当局に回状を送り，法務省連邦警察局，及び労働省移民局へ知らせるものとする。

第 6 条 領事当局は査証を発給するにあたり，当該関係者の旅行書類に使用有効期間を記載する。

第 7 条 領事当局は、可能な限りの手段を用いて、提出書類の確実性、及び合法性を審査する。

単項 査証申請の際の書類は、ポルトガル語で提出されなければならない。

但し、英語、フランス語、スペイン語も認められる。

第 8 条 査証は個人に対して発給され、旅行書類には、受益者の数と同数の査証が添付される。

第 1 項 査証の申請は所定の書式で当該者によってなされる。

第 2 項 申請は各個人がなすものであるが、18歳未満の者を同伴する際には、当該保護者どちらかの申請書にて一括して行うことができる。

第 9 条 査証を発給する際、領事当局は旅行書類に、ブラジルでの当該外国人の滞在期間その資格を明記する。

単項 一時滞在査証または永住査証の発給の際には、第23条第7項、第27条第2項、第50条第1項の規定に基づき、上述の関係当局は当該外国人に認証された申請書の写しを交付する。

第 10 条 当局の隣接国出身の外国人は、第37条の規定に基づき、ブラジル国に入国許可される。

第 11 条 パスポート、又はこれに代る書類がブラジル国に対し有効でない場合には、査証は発給されない。

単項 自由通行許可証、旅行通行免状、再入国許可証、及び外国政府、またはブラジル政府が承認している国際機関による発行のその他の旅行書類は、パスポートと同等のものであると見なす。

第 12 条 当該外国人所持のパスポートの種類、その職務、役目により、国外またはブラジル国内でブラジル当局より発給される査証の種類が必然的に決定される訳ではない。

第 13 条 外務省は、領事査証に関し国外で行われた不正行為の審査のために必要な調査を実施し、その結果を法務省に報告するものとする。

第1小部 通過査証

第14条 通過査証は、目的国に達するために当国領土内に入国しなければならない外国人に対して発給することができる。

第15条 通過査証を取得するために、外国人は以下のものを呈示しなければならない。

- I パスポートまたはこれに代る書類
- II 必要に応じ、免疫化国際証明書
- III 目的国への旅行切符

第1項 必要に応じ、目的国在外使臣による査証が旅行書類に添付されなければならない。

第2項 本条で要求される書類は、国家領土内に入国した時点で、当該外国人により連邦主務機関へ呈示されなければならない。

第16条 外国人が継続旅行途中下車の形で当国を通過する際には、第42条の規定が適用される。

第2小部 観光査証

第17条 観光査証は、ブラジルに休養又は訪問の性格をもって入国する外国人で、移住目的もしくは報酬を伴う活動の意図を持たないと考えられる者に対して発給することができる。

第18条 観光査証を取得するために、外国人は以下のものを呈示しなければならない。

- I パスポート又はこれに代る書類
- II 必要に応じ、免疫化国際証明書
- III 生計維持のための手段の証明、及び国家領土内に入国せしめ、出国せしめるための旅行切符

第1項 本条の生計維持のための手段の証明としては、銀行口座の抜萃、

クレジットカード、及び領事当局が財政資金があると判断するに足るその他の書類が適用される。

第 2 項 観光査証を有する外国人は、国家領土内に入国する際、本条に前出した書類を、連邦主務機関へ呈示しなければならない。

第 19 条 観光査証免除にすることができる国の決定は外務省に帰する。

単項 外務省領事法務局は、法務省連邦警察局に対し、観光査証免除となる国の現報告書を発送する。

第 20 条 前条の規定により、査証を免除された外国人は、国家領土内に入国する時点で、以下の書類を連邦主務機関に呈示しなければならない。

I 入国許可の際、パスポート、又はこれに代る書類、又は身分証明書

II 必要に応じ、免疫化国際証明書

第 1 項 観光客の条件の合法性に何らかの疑いが持たれる場合には、連邦警察局は、生計維持のための手段の証明、及び当国を出国せしめる旅行切符の呈示を要求することができる。

第 2 項 前項に規定された、生計維持のための手段の証明には、貨幣の所有、及びクレジットカードが適用される。

第 21 条 観光客の滞在期間は、連邦警察の判断により減じられることがある。

第 3 小部 一時滞在査証

第 22 条 一時滞在査証は、以下に従い、ブラジル入国を希望する者に発給することができる。

I 文化的旅行、又は学術上の使節として

II 商用旅行で

III 芸術家、又は運動家として

IV 学生として

V 契約に基づき、又はブラジル政府の役務に服するため、科学者、教授、技術者、あるいは、その他の範ちゅうの専門家の資格で

Ⅵ 外国の新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、又は通信者の通信員として

Ⅶ 宗教団体の伝導師、又は宗教団体の構成員として

第 23 条 一時滞在査証を取得するために、外国人は以下のものを呈示しなければならない。

Ⅰ パスポート、又はこれに代る書類

Ⅱ 必要に応じ、免疫化国際証明書

Ⅲ 健康証明書

Ⅳ 生計を維持する手段の証明

Ⅴ 領事当局の鑑識をおおぐ、刑罰に関わる前歴証明書、又はこれに代わる書類

第 1 項 前条のⅠ、Ⅱ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅶに該当する外国人の一時滞在査証は、不可抗力の場合を除き、申請の日をさかのぼり最低一年間は居住していた場所の領事管轄地域にてのみ発給することができる。

第 2 項 前条のⅢ、及びⅤに該当する外国人に対しては、労働省移民局の認証をうけた労働契約の当事者である場合に限り、国外の担当の領事館にて査証を発給する。但し、ブラジル政府に対する役務の提供が証明された場合にはこの限りではない。

第 3 項 第22条のⅠからⅣに該当する外国人に対しては、90日までの滞在に限り、外務省は本条Ⅲに関する証明を免除する権限を持つ。

第 4 項 本条Ⅳに関する、生計を維持する手段の証明は、以下のようになされる。

Ⅰ 文化的旅行、又は学術上の使節に該当する場合には、当該者の旅行の正当性を裏づけ、滞在期間及びその職務の本質を明細に述べてある、適当な書類を呈示するか、公的あるいは私的な、文化、もしくは科学団体を明示するか、又は招待状を呈示することにより、領事当局の判断をおおぐ。

Ⅱ 商用旅行の場合には、企業、又は当該外国人が所属している団体、もしくは適当な人物が申立てることによって、領事当局の判断をおおぐ。

Ⅲ 学生の場合には，当該外国人が奨学生，又はブラジル国が執り行っている文化協定の受益者であることを証明する書類によって行われる。申請者が以上の条件に該当しない場合には，主務領事当局は，ブラジル滞在中，自活するに足りる資金を所持している事を証明する様，要求することができる。

Ⅳ 宗教団体の伝導師，又は宗教団体の構成員の場合には，本人の扶養管理，出国について，在ブラジルの宗教団体が責任を負うと約束することにより，なされる。

第 5 項 労働省移民局は，査証発給の契約書の写しを，外務省領事法律局及び法務省連邦裁判所へ提出する。

第 6 項 本条第 2 項規定の書類提出とは別に，当該者が第 22 条Ⅲ，及び V に該当する場合には，当該者に与えられた職務条件の証明を，領事当局は要求することができる。但し，ブラジル政府に対する役務提供の場合は，この限りではない。

第 7 項 一時滞在査証を所持する外国人は，国内領土に入国すると同時に，本条Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ規定の書類，第 9 条単項規定の書類を連邦主務機関に呈示しなければならない。又，補足的な健康検査も行わなければならない。

第 24 条 外務省領事法務局は，前条第 2 項規定の査証の発給について，労働省移民局に報告する。

第 25 条 一時滞在査証取得者のブラジル滞在期間は以下の通りとする。

Ⅰ 文化的旅行，及び学術上の使節の場合には，2 年まで

Ⅱ 商用旅行の場合には，90 日まで

Ⅲ 芸術家，又は運動家は，90 日まで

Ⅳ 学生は，1 年まで

Ⅴ 契約に基づき，又はブラジル政府の役務に服するため，科学者，教授，技術者，あるいは，その他の範ちゅうの専門家の資格で入国する者は，2 年まで

Ⅵ 外国の新聞，雑誌，ラジオ，テレビ，又は通信者の通信員は，4 年まで

Ⅶ 宗教団体の伝道師，又は宗教団体の構成員は，1年まで

第4小部 永住査証

第26条 永住査証は，ブラジルに確定的に定住することを意図とする外国人に対し，発給することができる。

第27条 永住査証を取得するために，外国人は，国家移住審議会の制定の移住者選考基準に規定された特別資格の要求を満足しなければならない。又，以下にあげる書類を呈示しなければならない。

- I パスポート，又はこれに代る書類
- II 必要に応じ，免疫化国際証明書
- III 健康証明書
- IV 領事当局の鑑識をおおぐ，刑罰に関わる前歴証明書，又はこれに代る書類
- V 居住証明書
- VI 出生証明書，又は婚姻証明書
- VII 場合に応じ，労働省移民局により認証された労働契約書

第1項 永住査証は，申請日にさかのぼり，最低1年間は居住していた場所の領事管轄地域でのみ，発給することができる。

第2項 永住査証の有資格者は，国内領土に入国した時点で，本条IからIII言及の書類，及び第9条単項規定の書類を連邦主務機関に呈示しなければならない。又，保健省制度の特別専門基準からなる，補足的な健康検査を行わなければならない。

第3項 国内治安上の利害，及び第5条V規定の衛生条件を満たし，保証されているポルトガル人に対しては，次の条の規定も，移住者選考基準に規定された特別資格の要求も，適用されるものでない。

第28条 永住査証の発給は，5年を越えない期間，一定の活動の実行，及び国家領土内の一定地域への定着を条件とすることができる。

単項 領事当局は、査証の余白に、当該外国人によって実行される活動、及び定着すべき地域を記載する。

第 2 部 健 康 検 査

第 29 条 港灣、飛行場、国境における国家衛生警備隊を通じて、ブラジルに入国、又は永住を申請する外国人の衛生条件を検査、審査する。その権限は保健省に帰する。

単項 健康検査では、外国人の体力、及び従事する職業との相互関係が考慮される。

第 30 条 ブラジル入国の意図を持つ外国人が領事査証申請のために、国外で行う健康検査は、ブラジル領事団の信任の医師により、実施されなければならない。

第 31 条 国外で永住査証を申請する者、及びブラジルで査証の変更を申請する者の健康検査は、たとえ一族の家長のみが移住を申請する場合でも、家族全員が受査する義務があり、正しく証明されなければならない。

第 1 項 本条規定の証明は、家族の登録書、又は、領事申立て、あるいは適切な書類を呈示し、保健当局の判断をおおぐことによつてなされる。

第 2 項 家長のみが永住を申請する場合にも、その法律上の扶養者は、ブラジル領事団信任の医師による健康診断書、領事団が不在の際には、出身国政府機関実施の健康診断書を呈示しなければならない。

第 32 条 前条の規定の実施に当り、以下の審査が行われる。

- I 夫婦に対しては、配偶者、未成年の子、及び法律上の扶養者の健康診断
- II 未成年の子に対しては、両親の健康診断
- III 成人の独身者に対しては、当該個人の健康診断

第 33 条 第52条 I から III、及び V から VIII に定められている規定の何れかに、家族の一人が資格を満たさない場合には、家族全員が拒否されることもありうる。

単項 公衆衛生に危害を加える恐れがない限り、60歳以上の者で、有資格の移住者の扶養者にあたる者には、本条の規定は適用されない。

第34条 公衆衛生に関する危惧がない限り、国家利害に関し、保健省制定の特別専門基準に定める規定を動機として、第22条Vに定める永住査証、及び一時滞在査証の発給が禁止されることはない。

第35条 健康証明書、及び書式は、保健省に設定された見本に従うものとする。

第2章 滞在期間の延長

第64条 観光旅行者、一時滞在外者及び亡命者の滞在期間の延長に関する権限は法務省に属し、礼譲査証、公用査証又は外交査証の所持者については、外務省の権限に属する。

第1部 旅行者の滞在期間の延長

第65条 観光旅行者の滞在期間の延長は、90日を超えることができず、連邦警察局長の判断により撤回することができる。

第1項 延長は、以下の証明をもって、当初許可された滞在期間の終了前に申請のあった場合には、連邦警察局長により許可される。

I 納税証明

II 当国における生活維持費所持の証明

第2項 延長は旅行書類、もしくは身分証明書が発給されている場合には出入国カードに記載される。

第2部 一時滞在外者の滞在期間の延長

第66条 一時滞在査証所持者の滞在期間は、以下の通り、延長することがで

きる。

I 第22条Ⅱ及びⅢに該当する場合には、連邦警察局が行う。

Ⅱ 上記以外の場合には、労働法規の規定に基づき、場合に応じ、労働省移民局との協議の上、連邦法務局が行う。

第 1 項 当該外国人が資格を付与されているものと同じ範ちゅうで延長は許可され、第25条に規定される範囲を超えることはできない。

第 2 項 滞在期間を超える外国人の退去を促進するために、連邦警察局の責任においてとられる措置は、申請の提出により必然的に妨げられるものではない。

第 67 条 一時滞在者の滞在期間の延長申請は、当初許可された期間の終了前に行われなければならない。以下の書類をもって審理される。

I 旅行書類の認証済みの写し

Ⅱ 証明書

a) 一時滞在者登録証明

b) 生計維持手段の証明

c) 延長申請の理由証明

第 1 項 第22条に該当する場合の生活維持手段の証明は以下の様に行われる。

I Iの場合には、公的又は私的、及び文化又は科学機関の招へい、又は指名の更新、もしくは、滞在期間及び職務の本質を規定し、申請を正当化する適切な書類の呈示により、行われる。

Ⅱ IIの場合には、財政能力を証明する書類によって行われる。

Ⅲ III及びVの場合には、雇用者が当該外国人の退去に関し、責任を負うことを証明する。当初契約の延長証書、又は新たな労働契約書によって行われる。

Ⅳ IVの場合には、生計維持誓約書によって行われる。但し、文化協定による留学生はこの限りではない。

V Vの場合には、外国人が所属し、延長期間及びその必要性を正当化する

機関の証明によって行われる。

Ⅵ Ⅷの場合には，所属機関による生計維持誓約書によって行われる。

第 2 項 学生の場合には，申請は，又学業証明書及び就学証明書によっても審理される。

第 3 項 前条Ⅱに定める延長の申請は，滞在許可期間終了の30日前に，提出されなければならない。

第 4 項 前項に該当する場合には，申請は直接，連邦法務局又は連邦警察局の地方機関に提出されなければならない。上記機関は，その職員の責任において，必ず5日以内に，右書類を法務局に送付する。

第 5 項 Ⅲに該当する場合には，延長を許可した機関は，右事実を労働省移民局に通報する。

第 3 部 亡命者の滞在期間の延長

第 68 条 亡命者の滞在期間の延長は，連邦法務局によって許可される。

第 3 章 査証の変更

第 69 条 第22条Ⅴ及びⅦに定める査証の所持者は，発給のための条件を満足すれば，永住査証に変更することができる。

単項 国家安全上の利益が遵守され，第5条Ⅴに定める健康条件が満たされる場合，ポルトガル国籍の外国人で観光査証又は一時滞在査証を所持する者は，同様に，右査証を永住査証に変更することができる。

第 70 条 変更の許可の権限は，連邦法務局に属する。

Ⅰ 第69条に定める査証を永住査証に変更

Ⅱ 外交査証又は公用査証を以下に変更

a) 第22条ⅠからⅦに定める一時滞在査証に

b) 永住査証に

第 1 項 申請は、滞在期間終了の少なくとも 30 日前までに、住所もしくは居所を連邦警察局を通じ、提出されなければならない。上記機関は、その職員の責任において必ず 5 日以内に連邦法務局へ申請書を送付しなければならない。

第 2 項 査証の変更は、申請者が永住査証発給のための条件を満たす場合にのみ、許可される。

第 3 項 保健省は、港湾・空港・国境における国家衛生警備課を通じ、健康検査において当国滞在を拒否された外国人のリストを、法務省連邦法務局へ送付する。

第 4 項 連邦法務局は変更許可に関し、以下の通り通知する。

Ⅰ 本条Ⅰの場合には、法務省連邦法務局、及び労働省移民局へ

Ⅱ 本条Ⅱの場合には、外務省領事法務局へ

第 71 条 90 日を超えない期間、外国人が国家領土内から出国する場合であっても、永住申請の審議もしくは許可が無効とはならない。

単項 本条の規定は、査証を要求される場合に、領事査証の取得なしに、外国人がブラジルへ再入国することを保証するものではない。

第 72 条 査証変更申請の却可の決裁に関し、再申請の権限は、連邦法務局に属する。

第 1 項 申請は事実及び権利の根拠、個々の証明書をもって、却可の決定が官報に公示されてから 15 日以内に、最初の申請が行われた連邦警察局の機関に提出されなければならない。

第 2 項 連邦警察局は、再申請請求の証明書を、申請者に発行する。

第 73 条 査証の変更が許可された場合には、外国人は、連邦警察局に、申請が許可された旨の公示が官報に掲載された日から起算して 90 日以内に登録を行わない場合には、その効力を失う。

単項 第 70 条Ⅱに該当する査証の変更を許可された外国人の登録は、外務省によって無効とされた外交査証又は公用査証が付された旅行書類を、連邦警察局に呈示することによってのみ、なされる。

第 74 条 通過査証，観光査証，一時滞在査証又は永住査証を，公用査証又は外交査証に変更する権限は，外務省領事法務局に属する。

第 1 項 本条の規定は，観光査証を免除されて国家領土内に入国する外国人に対しても，適用される。

第 2 項 外務省領事法務局は，第 58 条に定める登録番号及び日付を含む，外国人の資格に関する資料を付して，法務省連邦法務局に対し，変更許可を通知する。

第 75 条 査証変更の申請は，外国人が国家領土内に合法的期間を超えて滞在する場合は，連邦警察局による第 98 条の適用を妨げるものではない。

第 4 章 記載の変更

第 76 条 外国人登録の記載の変更に関する権限は，外務大臣に属する。

第 77 条 法務省に提出される，氏名変更の申請は，外国人居住の連邦行政区分内において取得された以下の証明書によって，審査される。

- I 連邦警察及び州警察の訂正機関の証明書
- II 権利文書保管所の証明書
- III 連邦裁判所及び州裁判所内にある，訴訟文書保管所の証明書
- IV 連邦，州及び市の財政当局の証明書

第 1 項 申請は，当該人居住地の連邦警察局の機関に提出される。右機関は，登録書の写しを添付するとともに，申請者の素行に関する調査を実施する。

第 2 項 前条の規定実施の後，連邦警察局は，その審理を連邦法務局へ提出し，連邦法務局は意見を付して法務省へ提出する。

第 78 条 登録の記載の変更における，氏名とは，名及び姓から成る。

第 1 項 外国人によって登録された商業上の署名，又は各種の職業活動において使用される署名として使われる，省略形の氏名は，登録書の余白に記載することができる。

第Ⅱ編 外国人の権利、及び義務

第111条 一時滞在者の条件で入国した外国人は、契約の規定内で、査証の発給の際に契約を行った会社に対する活動のみを行うことができる。

第1項 外国人が、契約を結んだ会社の規定に従った活動を実施する場合には、その根拠を記載した申請書を通じて、連邦法務局へ認可申請がなされなければならない。以下の書類とともに審理される。

Ⅰ 一時滞在者としての登録証明書

Ⅱ 領事査証発給の根拠となった契約書の写し

Ⅲ 当該申請者が他企業の仕事に従事する場合には、当該者が最初に契約を結んだ会社の明白な同意書

Ⅳ 企業主が、契約者の入国に関する責任を負うことを記載した、新しい会社との雇用契約書

第2項 認可申請については、労働省移民局に諮問される。

第3項 本条に定める認可は、例外的な場合及び動機がある場合にのみ、行われる。

第112条 特定の職業活動を特定地域に定住して行うために、国家領土に、永住者の資格で入国してきた外国人は、査証の発給又は変更の行われた際に定められた期間内に、住所及び職業活動を変更し、あるいは上記地域外で活動することはできない。

第1項 本条に定める条件は、必要に応じ、法務省連邦法務局が、労働省移民局に諮問した上で、認可する場合には、例外的な場合にのみ、変更することができる。

第2項 前項に該当する場合には、当該外国人の申請は、申し立て理由の証明書が添付され、審理される。

第113条 前条に定める例外的事項が適当であるか否か審議する際、労働省移民局は、当該外国人の在住地の労働市場、及び移転予定地の労働市場を考慮する。

第114条 第81条の規定に従い、登録済の外国人は、連邦警察局に対し、その居所、又は住所の変更を通知しなければならない。

第115条 登録記載されたものとは異なる国籍を取得する外国人は、第80条に定める登録書類に、修正又は新国籍の登録を余白に書き加えることを請求しなくてはならない。

第116条 ブラジルに観光客、又は通過者の条件で入国した外国人は、ブラジルの港湾で乗員となることを禁じる。但し、自国籍船で航海に支障をきたし、輸送会社又はその代理店の申請に基づき、連邦警察局が許可したものについてはこの限りでない。

単項 以下の場合には、外国人が乗組員として乗船することは、許可されない。

- I 自国籍船以外の船と雇用契約を結んだ場合
- II 雇用契約中に、ブラジルの港湾において契約が消滅する旨の条項がある場合
- III 雇用される船舶が、ブラジル海域を離れる前、他の港湾に寄港しなければならない場合

第117条 外国人が、文化・宗教、レクリエーション、慈善、又は社会事業の目的で結社を作り、社交、運動クラブ、及びその他同様目的の団体に加入し、国の祭日又は愛国的行事の記念集會に参加することは、合法とされる。

第1項 本条に規定する団体が、半数を超える外国人会員によって構成されている場合には、法務大臣の許可のある場合に限り、活動することができる。

第2項 前項に定める許可の申請は、以下の書類とともに、連邦法務局を通じて、法務大臣へ提出される。

- I 規約の認証済みの写し
- II その団体の意義の表示
- III 管理運営委員の氏名、性別、国籍、年齢、及び既婚未婚の別、及び右団

体の法的な形態，法律外の形態

Ⅳ 右団体の本部，及び集会又は業務の実施を常時行っている場所の名称

Ⅴ 会員の氏名リスト，及びその国籍のリスト

Ⅵ 会員及び指導者が外国人である場合には，第58条に定める登録の証明書

Ⅶ 新聞，雑誌，会報及びその他広報機関の名称，本部，幹部又は責任者のリスト

第 3 項 前条にあげる定款又は運営形態，本部及びその住所のいかなる変更をも，30日以内に連邦法務局に報告しなければならない。

第 118 条 連邦法務局は，運営を許可された団体を記録するために，特別な記録簿を作成し，保管する。以後の変更は，余白に書き加えられる。

(5) 外国人の農村地取得制限法 1971年10月1日公布

法律第5709号

第1条 国内に居住する外国人およびブラジルにおいて営業を許可された外国法人のみがこの法律の規定に従って、農村不動産を取得することが出来る。

第2条 ブラジルに移住を意図する外国人はまだ本国にいても、農村不動産の売買契約を結ぶことが許される。ただし、契約日より数えて3カ年以内にブラジルに定住しその不動産を利用開発すること。

第3条 外国自然人による農村不動産の取得は接続地であると否とを問わず利用開発が不確定な場合における標準面積の50倍を超えてはならない。

第1項 不動産が標準面積の3倍を超えない場合は、その取得は自由とされ何等の認可または許可を必要としない。ただし法律の定める一般要求規定には従うこと。

第7条 外国自然人または外国法人が国家治安上不可欠なものとなされる地区に所在する不動産を取得する場合には、国家治安審議会事務総長の事前承認を要するものとする。

第8条 外国自然人または外国人の農村不動産の取得には公正証書の作成を必須とする。

第12条 外国自然人または外国法人に帰属する農村地区の合計は、その所在する郡の面積の4分の1を超えることはできない。

第1項 同一国籍人は各郡において本条に定められた限度の40%を超えて所有主となることはできない。

(注. 郡の面積の4分の1の40% = 10%)

(6) 自営農業者のための社会保証制度 1975年11月7日公布

法律第6260号

第1条 農村雇用主とその扶養者のためにこの法律の定めるところに従って社会福祉援護の恩恵が設定される。

第1項 本法上農村雇用主とは自然人であって、農村施設または、不動産の所有主であると否とにかかわらず被用人の協力の下に直接あるいは支配人を通じて農業経済活動、即ち農業、牧畜、園芸または農村工業ならびに植物動物の第一次産品の採集を業とするものを云う。

第2項（略）

第3項 本法の日付において第1項の条件を満たす農村雇用主の地位が考慮され、本法の日付または本法の施行後購入または借地契約によって農村雇用主となる場合、60才を超える者のこの制度への加入は許されない。

第2条 本法の設定する恩恵は次のとおり。

I 農村雇用主の場合

- a. 廃疾による恩恵
- b. 老令による恩恵

II 農村雇用主の扶養者の場合

- a. 生活費
- b. 葬儀補助

III 全般的恩恵として

- a. 健康上のサービス
- b. 職業上の再訓練
- c. 社会的サービス

第1項（略）

第2項 老令による恩給は65才に達したときに支給される。

第3条 金銭上の恩恵は次のベースに従い第5条規定の納付金に比例して定められる。

I 老令または廃疾による恩給の月額額は第5条規定の年額納付金の最終3カ年の平均額の90%の12分の1。

クルセイロ単位に繰上げ。

II 生活費は上記Iによって計算された恩給の70%。

クルセイロ単位に繰上げ。

III 葬儀補助はI.N.P.S.と同じベースで支給される。

第1項、第2項（略）

第3項 老令または廃疾による恩給金は如何なる場合にも最低賃金の国内最高額の90%未満であってはならない。

第4条 本法で設定された恩恵に対する権利は次の措置期間に服する。

I 金銭支給（第2条のIとII）は最初の年次納付金払込後12カ月。ただし、第2回の納入が行なわれるべきこと。

II その他の恩恵（第2条のIII）は最初の年次納付金払込後30日。

第5条 本法規定の恩恵を支弁するために農村雇用主が負担する義務的な年次納付金が設けられる。これは毎年3月31日までに支払うべきものである。

I 前年に市場相場に従って売却または評価された農村生産金額の10分の1。

II もし、所有地に不耕作地がある場合には、その価格の20分の1、これはI.N.C.R.A.の最新評価に従う。

単項、農村雇用主が支払うべき年次納付金の算定の基礎に用いられる総金額は全国最高の最低賃金の12倍未満または120倍を超えてはならない。この場合千クルセイロス単位に繰上げられる。

第6条 (略)

第7条 本法規定の恩恵は納付金の払込みが欠けている場合、次の割増をもって納入されるまで農村雇用主またはその扶用者には許与されない。

I 延滞1カ年または端数に対し10%の罰金。

これは滞納金額に対し計算され、限度50%。

II 滞納金額に対し月1%の延滞利子および価値修正。

第1項 本条に係る滞納は、国庫に関するものと同様に処置され法的取立に服する。

第2項 天候不良のため立証的に生産が害された場合には、罰金と延滞は課せられない。

以下略。

註 このシステムを運用する機関は、農村労働者援護基金(FUNR-URAL)である。

(7) 農村で人を使う場合の心得

「農村労働者規制法」・1973年6月11日公布 法律第5889号
(同法の基本条項の要約)

雇主の義務

雇主が農村労働者を雇傭する場合は、つぎの方法をとらねばならない。

- ① 地方労働局またはその代行機関の発給した労働手帳の呈示を求め、必要事項を記入して、48時間以内に被雇用者の登録をおこなうこと。
- ② 健康証明書を提出させること。
- ③ 地方労働局、または代行機関によって認印された法定雇用者登録台

帳あるいはカードを備えること。

④ 労働手帳には、つぎの事項を記入する。

- A 雇主の氏名
- B 与えられる仕事
- C 雇用した日付
- D 登録台帳またはカード番号
- E 支払われる給料
- F 雇主の署名

⑤ 雇主が雇用人登録者登録台帳またはカードを備えないときは、一雇用人につき地域最低賃金の1ヵ月分に相当する罰金に処せられる。

賃 金（給与）

16才以上のすべての被雇用人は、地域の最低賃金以下であってはならない。

16才以下の被雇用人は、成人給与の半額を支給されるものとする。

労働時間

被雇用人の労働時間は、ふつう1日8時間とする。労働が6時間を超える場合は、その地方の慣例・習慣にしたがって、休息あるいは食事のために、中休みを設けなければならない。

当日の仕事と、つぎの仕事との間に最低11時間連続の休息を与えるものとする。

被雇用人の仕事が、1日8時間を超える場合は、時間外手当として、給与の20%増を支払うものとする。ただし時間外労働は、2時間を超えてはならない。

被雇用人は、農業においては当日の午後9時より翌日の午前5時まで、また牧畜業においては、同じく午後9時より午前4時まで就働する場合は深夜作業とみなし、平常の手当のほか25%増を支払うものとする。

雇主は、就働時間を統制するため、出勤簿またはタイム・レコーダーを備えるものとする。

雇主は、被雇用人の姓名、各労働時間刻を記入した労働時間表を備えるものとする。

休 暇

すべての被雇用人は、12ヵ月（1カ年）の労働期間ごとに、休暇の権利を取得する。

休暇は、雇主、被雇用者の双方の都合をみた上で、雇用した日から数えて一労働期間（1カ年）直後の12カ月の間に享受する。休暇の日数はつぎの条件にしたがって決まる。

- ① 権利を生じた期間（1カ年間）中に、6日を超えて欠勤がない場合は、平日（曜日、祭日を除く）20日間の休暇日数とする。
- ② 右の期間に250日を超えて就働または雇主の配下にあった場合は、平日15日間の休暇とする。
- ③ 右の期間に200日を超えて就働、または雇主の配下にあった場合は、平日11日間の休暇とする。
- ④ 右の期間に150日から200日まで就働、または雇主の配下にあった場合には、平日7日間の休暇とする。

休暇の権利喪失

つぎの条件の場合は、休暇の権利を喪失する。

- ① 仕事から離れ、60日間以内に再雇用されない場合。
- ② 30日以上にわたり、給与を受けながら暇をもらった場合。
- ③ 仕事が、部分的または全体的に全体的に休止されたため、仕事をせずに給与をに給与を受けた場合（この仕事の中断は労働手帳に記入しなければならない）。
- ④ たとえ中断した（引続きでなくとも）場合でも、6カ月以上疾病扶養を受けた場合。

解約の事前通知

労働契約の解約を希望するときは、相手側に対して、事前に通知しなければならない。

- ① 日給または週休制の場合は8日前におこなうこと。
- ② 15日給または月給制の場合あるいは1年以上就働の場合は、30日前におこなうこと。

雇主が事前に通知することを怠った場合は、被雇用者は解約予告期間に相当する給与を受け得る権利を得る。

また、反対に被雇用者が予告を怠った場合は、雇主は解約予告期間に相当する給与を、差引く権利を得る。

解約が雇主からなされた場合は、被雇用者は解約予告期間中に他の仕事をさがすために、全額給与を受けながら週に1日は休むことができる。

エスタビリダーテ

同一の農村事業所に10年以上就働した被雇用者は、裁判所の審問によって立証された重大な過失、または不可抗力の事由以外には、解雇することができない。

現行の判例によると、8年6カ月以上就働の被雇用者は、エスタビリダテの適用を受ける。

労働契約の解約

労働契約を解約する場合、つぎのことをおこなうこと。

- ① 1年以上就働したものの解約は、必ず地方労働局またはシンジケート、あるいは地方検事によって認定されなければならない。
- ② 1年以下の被雇用者の場合はすべての支払われた金額を仕訳したものの、または双方の合意によったものであることを記入した弁済受取証をもって解約することができる。

解雇理由

雇主は、つぎのような事由があった場合、解雇することができる。

- ① 常習的な欠勤、または遅刻
- ② 毎日、あるいは仕事中の泥酔
- ③ 仕事放棄（30日の不在）
- ④ 賭博
- ⑤ 紀律違反、または反抗

このほかにもいろいろあるが省略する。

副次的耕作

被雇用者の自己勘定、あるいは雇主との歩合などによって、被雇用者がどのような副次的、二次的の農作業に従事していても、平常の経済活動と別に契約がある限り、これは労働契約とみなされる。

この場合、副次二次農業生産から、被雇用者が取得するすべての収益は、給与支払ではないが、退職金支払の算定基準となる年間給与の構成要素となる。

被雇用者が副次的耕作をおこなって雇主に直接労働を提供しなくても、雇主は月々、地域の最低賃金を支払う義務がある。

退職手当の算出

退職手当金の算出は、最近12カ月間の給与の平均をとる。被雇用者が前述の副次的耕作をおこなった場合は、それから得られた収益に、地域の最低賃金12カ月分を加えたものの平均となる。

収穫契約

収穫契約というのは、契約の存続期間が、農業活動の季節変化（収穫期）にしたがって異なるものをいう。

例えばカフェーとか茶のようなもので、一年の特定の期間内に収穫されるものをいう。

この収穫契約の場合は、契約終了と同時に、雇主は1カ月または14日以上を基準として、最低賃金の12分の1に相当する金額を労働期間の報償として、被雇用者に支払う。

つまり、収穫が3カ月かかった場合、雇主はつぎの計算により7800クルセイロ（サンパウロの最低賃金とした場合）の報償を被雇用者に支払わねばならない。

$$CR\$ 31200 \div 12 \times 3 = 7800$$

なお、この種の契約であっても、労働手帳に記入しなければならない。

ナタール賞与（13カ月目給料）

被雇用者が、雇主から13カ月目給料を受取る権利があり、雇主が支払う義務があることは当然である。この法律が出される以前に、すでに判例でこの権利・義務が認められ、本法ではこれをただ再確認したにすぎない。

小 学 校

被雇用者を50家族以上抱えているすべての農村地主は小学校を建て、適令児童を各クラス40名に区切り、無料で雇用者の子弟に授業を与える義務がある。

適令児童は、出生証明書があればよく、小学校に入学する義務がある。

時 効

被雇用者が、雇主に対してなんらかの抗議を申立てる権利は、労働契約中断後2年をもって時効となり消滅する。しかし18才以下の年少者にはいかなる時効もない。

なお、本法律は、1963年3月2日付法律第4214号（農村労働法）と、1969年8月14日付法律第761号（収穫契約）を撤廃しているが1943年5月1日付の大統領令第5452号（総合労働法）の条項のうち、適用され得るものは適用する、ということになっている。

(8) 対外取引

輸出入

輸出入推移

年 度	重 量 1,000トン		金 額 100万ドル		
	輸出 (FoB)	輸入 (CIF)	輸出 (FoB)	輸入 (CIF)	貿易収支
1972	45,694	38,487	3,991	4,783	- 792
73	64,059	69,769	6,199	6,999	- 800
74	78,462	54,898	7,951	14,168	-6,217
75	92,985	53,056	8,670	13,592	-4,922
76	89,689	61,652	10,128	13,726	-3,598
77	81,856	62,062	12,120	13,257	-1,137
78	87,517	69,790	12,659	15,054	-2,395
79	98,010	75,328	15,244	19,804	-4,560
80	109,100	71,855	20,132	24,961	-4,829
81	123,596	64,066	23,293	22,091	+1,202

出 所：CACEX / IBGE

主要国別輸出入推移

輸出 (F o B) 単位 100 万ドル

国 別	1978		79		80		81	
オーストラリア	28693	227	29410	193	55096	174	41115	177
オランダ	7825	62	9929	65	11496	57	14734	63
西独	10621	84	11149	73	13321	66	13167	57
日 本	6504	51	8869	58	12319	61	12154	52
イタリア	5093	40	7003	46	9793	49	9613	41
アルゼンチン	3489	28	7184	47	10915	54	8802	38
フランス	5293	42	5982	39	8224	41	8513	37
ナイジェリア	2335	18	1375	09	2715	14	7703	33
英 国	5130	41	7082	47	5497	27	7349	32
メキシコ	1780	14	2919	19	4699	23	6435	28
タイ	1911	15	3628	24	4507	22	6405	28
中国	1789	14	2261	15	3702	18	6214	27
イラン	2478	20	4342	29	5232	26	5065	22
ブラジル	2243	18	3244	21	4092	20	4500	19
ベルギー	1842	15	2368	16	3561	18	4127	18
ネパール	2186	17	1984	13	2300	11	4085	18
ウルグアイ	1332	11	2080	14	3107	15	3732	16
スペイン	2949	23	3238	21	5213	26	5724	16
インド	1106	09	1572	10	2468	12	3104	13
その他	31990	253	36825	242	53017	263	42391	182
計	126589	1000	152444	1000	201324	1000	232930	1000

輸入 (F o B)

クワンアラビア	(参)	125	18050	100	20812	91	37968	172
オーストラリア	15058	264	32397	129	41010	179	54844	158
イ ラ ク	13330	111	26324	146	37796	165	38961	86
日 本	15360	111	10850	60	10659	46	12568	57
西 独	12219	101	13561	75	15943	69	10816	49
ネパール	1398	12	2278	13	5704	25	9685	44
メキシコ	2174	18	2462	14	4519	19	7832	36
ナイジェリア	708	06	340	02	820	04	7285	33
イタリア	3340	28	2961	16	3742	16	6028	27
フランス	4745	39	5708	32	6646	29	5925	27
アルゼンチン	5940	49	8961	50	7566	33	5876	27
クエート	5265	44	2742	15	7661	33	5717	26
カナダ	4132	34	3450	19	8142	36	5444	25
中 国	66	-	100	-	2441	11	3497	16
サウジアラビア	895	07	250	01	1350	06	3497	16
英 国	3917	32	4612	26	4323	19	3296	15
タイ	2887	24	3787	21	4346	19	3054	14
アルジェリア	588	05	230	01	820	04	2892	13
スイス	2703	22	3515	19	3299	14	2727	13
その他	15995	106	38261	212	42051	183	30073	136
計	150543	1000	180839	1000	229552	1000	220804	1000

出所: CACEX 注: (参) = 78年度輸入にCIF

六分類別輸出入推移

単位：100万ドル

区 分	輸 出				輸 入				
	F o B		C I F		F o B		C I F		
	78	79	80	81	78	79	80	81	
畜産物	232.0	251.0	454.9	747.9	146.7	235.1	364.6	313.1	174.7
農産物 (動植物)	3418.1	2,391.8	3,193.0	2,268.7	705.3	1,207.7	1,821.6	1,974.3	1,618.4
油 脂 (動植物)	450.0	514.1	694.4	891.4	34.1	63.7	148.9	116.1	44.7
加工食品、飲料品、タバコ	3,398.1	3,464.2	5,145.3	5,841.3	38.3	44.1	48.2	39.3	30.2
鉱物	1,201.3	1,235.7	2,215.5	3,251.9	4,728.2	5,195.3	7,690.5	11,104.5	11,542.4
化学品、肥料、化学製品	179.8	257.7	499.0	779.3	1,803.9	2,014.3	2,606.9	3,276.1	1,934.9
プラスチック、天然又は人造ゴム製品	69.6	81.3	247.9	316.0	321.6	385.1	475.5	501.8	371.0
皮革及び加工品	143.4	167.5	177.9	198.9	14.8	22.3	29.4	17.7	32.9
木材及び加工品、木炭	157.7	195.2	386.1	392.2	26.6	38.4	36.7	52.7	40.4
紙類、製紙原料	78.9	156.3	543.6	611.3	226.3	238.9	289.8	288.9	214.2
繊維類、布及び加工品	605.2	671.2	915.7	960.8	101.1	98.1	93.5	125.6	99.1
靴、はきもの、帽子、傘、造花他	185.4	293.9	413.6	593.1	6.0	6.1	8.9	8.1	4.5
加工品、石膏、セメント、陶器、ガラス	52.0	70.0	151.9	168.5	84.9	104.4	136.6	139.7	164.2
寶石、貝石、貴金属及び加工品	25.8	48.6	54.4	84.8	42.4	51.0	78.0	94.3	41.1
一般金属類	369.6	621.6	1,196.0	1,418.3	1,250.0	1,065.9	1,315.6	1,618.7	1,305.6
機械類、電気製品及び機械材	878.7	1,091.0	1,846.3	2,110.8	2,753.2	3,082.3	3,542.3	3,800.2	3,442.2
自動車、トラクター及びその他の輸送機器	503.1	832.7	1,514.0	2,080.0	578.6	692.6	498.6	885.6	580.7
医療器具、時計、カメラ、磁気、楽器、テレビ、音響製品他	31.0	47.9	100.0	119.6	380.4	457.7	575.2	564.1	428.7
兵器、武器、弾薬	15.7	21.1	69.1	29.8	13.2	30.4	16.6	9.9	3.6
芸術、古董品	0.1	0.1	0.3	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	—
その他	124.9	155.4	304.6	417.4	19.2	20.7	27.2	29.6	276.6
計	12,120.2	12,658.9	20,132.4	23,293.0	13,257.0	15,054.3	19,804.3	24,960.6	22,090.6

2. サンパウロ市主要官公庁・団体等住所録

機 関 名	〒番号	〒記号	所 在 地
Consulado Geral do Japão 在サンパウロ日本総領事館	CEP-01311	287-0100	Av. Paulista, 475 5 ^o -6 ^o -7 ^o andar-Vela Vista
JANIC Imigração e Colonização LTDA. JEMIS Assistência e Financeira S.A. 国際協力事業団サンパウロ支部	01508	279-6970 279-9829 279-9736	Rua São Joaquim, 381-6 ^o And. Liberdade.
Sociedade Brasileira de Cultural Japonês 日伯文化協会	01508	278-5519	Rua São Joaquim, 381-Liberdade
Federação das Associações de Provincias do Japão no Brasil ブラジル日本都道府県人会連合会	01502	270-5224	Av. Liberdade, 486-2 ^o and. S/22 Liberdade.
Beneficência Nipo-Brasileira de S. Paulo 日伯援護協会	01508	278-1640	Rua São Joaquim, 381-Liberdade
Centro de Estudos Nipo-Brasileiros 人文科学研究所	01508	278-8364	Rua São Joaquim, 381- ^o andar-Liberdade
Câmara de Indústria e Comércio Nipo Brasileira 日伯商工会議所	01311	287-6233 289-6416	Av. Paulista, 475 13 ^o andar-Vela Vista
JETRO Japão Trade Center São Paulo ジェトロ駐在員事務所	01310	287-2855	Av. Paulista, 1.754 16 ^o andar-Vela Vista
ZENTAKUREN Sociedade Agro-Pecuária Guatapara LTDA. 全拓連	01508	270-8294	Rua São Joaquim 381-3 ^o andar-Liberdade
Federação das Escolas de Ensino Japonês no Brasil 日語学校連合会	01508	279-8039	Rua São Joaquim, 381 3 ^o S/39-Liberdade

機 関 名	〒 番 号	〒 地 址	所 在 地
Aliança Cultural Brasil-Japão 日伯文化連盟	CEP-01508	278-9164	Rua São Joaquim, 381-2ª andar-Liberdade
DIARIO NIPPON 日伯毎日新聞社	01510	278-3120	Rua da Glória, 332-Liberdade
JORNAL Paulista-Shimbun パウリスタ新聞社	01512	279-5327	Rua Oscar Cintra Gordinho, 46-Liberdade
JORNAL São Paulo Shimbun サンパウロ新聞社	01513	279-5922	Rua Tomas de Lima, 573-Liberdade
Cooperativa Agrícola de Cotin コチア配葉組合中央会	05346	869-1177	Av. Jaguaré 1487
Cooperativa Central Agrícola Sul Brasil 南伯産葉組合中央会	03007	227-8822	Rua Mendes Caldeira, 300-Bras
Cooperativa Central Agrícola de S. Paulo サンパウロ農協中央会	05364	286-7093	Av. Briadeiro Faria Lima, 1.815 3ª Conjun- to 32 e 34
Cooperativa Agrícola Mista de Tomé Açú トメアスー産組サンパウロ事務所	01018	34-2196	Rua Anita Caribaldi, 45 3ª s/307
Banco America do Sul S.A. (Marris) 南米銀行 (本店)	01318	288-4933	Av. Brigadeiro Luiz Antonio, 2.020-Bela
Banco de Tokyo S.A. (Marris) 東京銀行 (本店)	01310	286-6011	Av. Paulista, 1.274 Bela Vista
Banco Sumitomo Brasileiro S.A. 住友銀行	01311	289-5044	Av. Paulista, 949 Bela Vista
Banco Miesubishi Brasileiro S.A. 三菱銀行	01009	239-5244	Rua Líbero Badaro, 641-Centro
Centro Médico Aclimação アクリマソン医療センター	01583	284-4466	Rua Gualachos, 19 Aclimação

機 関 名	千 番 号	ウ ェ ー	所 在 地
Clinica Médica ENKYO 桜庭総合診療所	CEP- 01508	278-1640	Rua São Joaquin, 381-Sub Solo Liberdade
Hospital Benflicência Portuguesa ポルトガル病院	01323	287-0077	Rua Maestro Cardim, 769 e 831
Hospital Bandeirante バンデラント病院	01506	278-7722	Rua Galvão Bueno, 257-Liberdade
Hospital da Clinica クリニカ病院	05403	282-2811	Av. Éneias Carvalho Aguiar, 44 (282-9370 P. socorro)
Hospital do Defeito da Face 整形病院	04080	241-1011	Av. Jandira, 1.134-perto do Aeroporto Congonhas
Hospital Santa Cruz サンタクルス病院	04122	274-5577	Rua Santa Cruz, 398-Vila Mariana
Santa Casa Misericórdia de São Paulo サンパウロサンタカサ慈恵病院	01221	221-7111	Rua Cesário Motta, 112-Santa Cecília (Ramal 110)
Serviço Funerário de Município S. Paulo サンパウロ市葬列供養		257-0944	Av. 23 de Maio ou Viaduto dona Paulina
Departamento de Imigração 移民局	03044	292-0976 93-2420	Rua Visconde de parnaíba, 1.316-Bras
Palácio do Governo do Est. de São Paulo サンパウロ州政府庁舎	05678	211-5522	Av. Morumbi Palácio dos Bandeirante
Câmara Municipal de São Paulo Prefeitura サンパウロ市会議事堂	01319	259-8383	Parque Ibirapuera
DEGRAN-1 Delegacia Auxiliar 外国人警察		229-5566	Parque D. pedro II (Delegacia de Extranjero)

機 関 名	〒 番 号	〒 番 号	所 在 地
Correio e Telegrafo Central 中央郵便局		227-2244	Esquina do Av. São João ou Av. Prestes Maia (antigo Pca. do Correio)
E.C.T. Agência Postal Sé セ一郵便局		831-5522	Rua Jaguará Mirim, 500 vila Leopoldina
Agência Postal Centro 中央区郵便局			Rua Roberto Simonsen, 119
Corpo de Bombeiro Incendios 消防署		33-2171 32-0621 35-1700	Praça da Sé, 491 Centro
Polícia Rodoviária Estadual Plantão 州道路警察(当直)		227-4934	Av. de Estado, 777 Ponte Pequena
Polícia Rodoviária Federal 連邦道路警察		92-3729	Rua Ciro Soares Almeida, 180 Vila Maria
Posto Rodoviário Via Anchieta Plantão アンシェッタ街道道路監視所		215-0264	Via Anchieta, Km 12
Acidente Rodoviário D.E.R. 州道路局事故管理課		227-2011	Av. do Estado, 777 Ponte Pequena
Força e Luz Reclamação falta de Luz 電力不足抗議受付		37-4141	Rua Colonel Xavierde Toledo, 23 Centro
Estação da Luz Estrada de Ferro ルース鉄道駅		227-3299	Praça de Luz No. 1
Estação Sorocabana Fepasa ソロカバナ鉄道駅		220-9837	Praça Julho Prestes, 148 (Informação 220-8003)

機 関 名	千 番 号	T E L	所 在 地
Estação Roosevelt. E.F.C.B. ルーズベルト駅 バス発着ターミナル		292-5417	Praça Agencia Cicero Sem N ^o , Bras
Terminal Rodoviária Tiêta		290-2333	Av. Cruzeiro do Sul, 1739 Canindé

3. 都道府県人会事務所住所録

県 人 会 名	千 番 号	T E L	代 表 者 名	所 在 地
Federação das Províncias ブラジル日本都道府県人会連合会	01502	270-5224	Takuji Fujii	Av. Liberdade, 486-2 ^o andar Liberdade
Hokkaido 北海道人会	01529	279-6663	Suekichi Takahashi	Rua Pires da Mota, 315 Aclimação
Aomori-Ken 青森県人会	01509	2701599	Masakichi Shibukawa	Rua Siqueira Campos, 62 Liberdade
Akita-Ken 秋田県人会	01513	278-7095	Keiji Honma	Rua Tomas de Lima, 569-Liberdade
Iwate-Ken 岩手県人会	01506	270-2383	Yoshijiro Muramatsu	Rua Thomas Gonzaga, 95 Liberdade
Yamagata-Ken 山形県人会	01502	278-8781	Takeshi Kuni	Av. Liberdade, 486 2 ^o s/22-Liberdade
Miyagi-Ken 宮城県人会	04016	544-0374	Keikichi Kozeki	Rua Franca Pinto, 271 Vila Mariana
Fukushima-Ken 福島県人会	01510	278-8499	Kesaji Moki	Rua da Glória, 332 3 ^o s/32-Liberdade

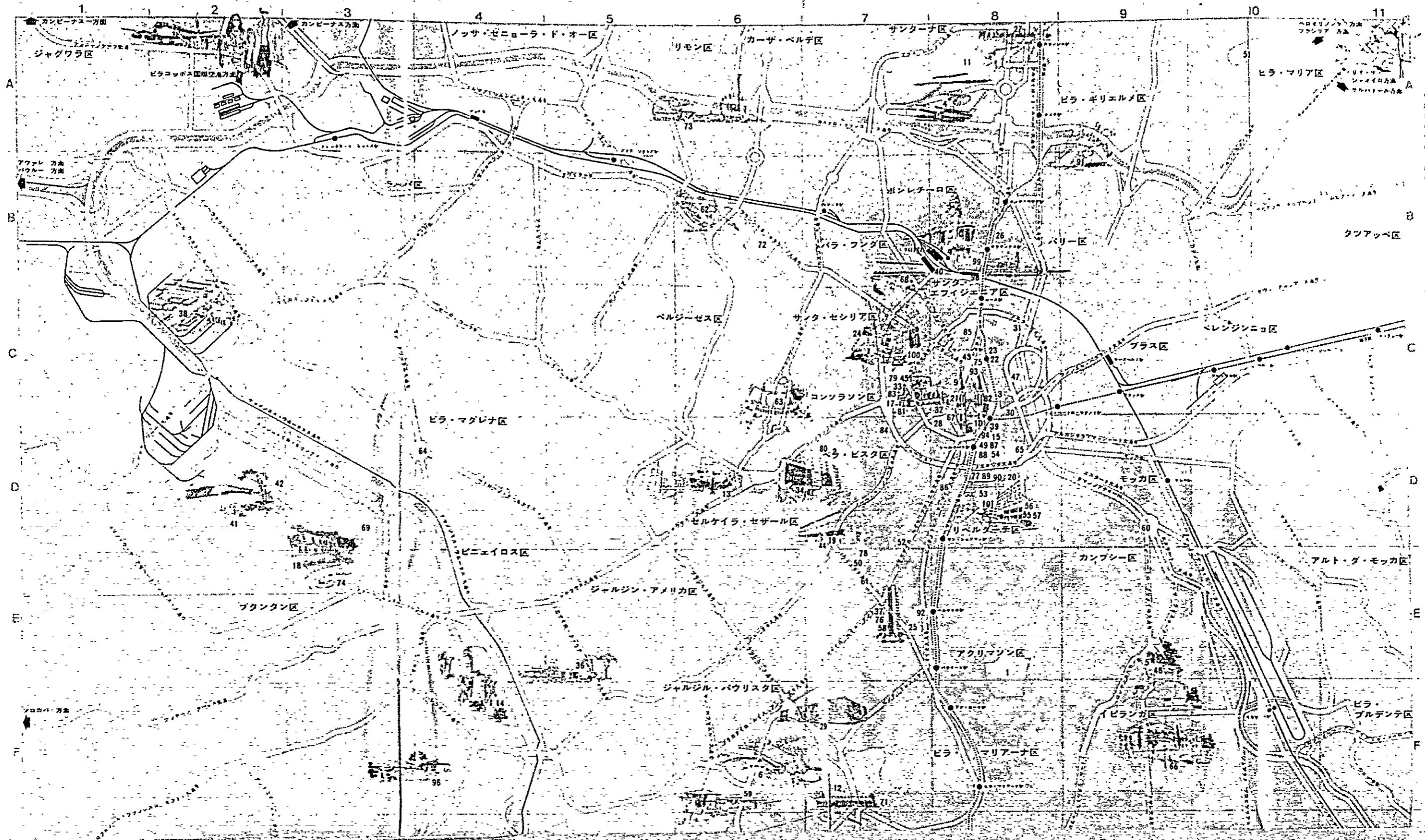
県人会名	千番号	T B L	代表者名	所在地
Ibaraki-ken 茨城県人会	01526	279-8515	Koshi Wakamatsu	Rua Bueno de Andrade, 756 Aclimação
Tochigi-ken 栃木県人会	01505	279-8325	Gumpei Kikuchi	Rua dos Estudantes, 586-Liberdade
Guma-ken 群馬県人会	01508	279-3659	Kazuo Kobayashi	Rua São Joaquim, 526-Liberdade
Saitama-ken 埼玉県人会	03186	291-4616	Yasutomo Kato	Rua Ibitinga, 263-Vila Bertioga
Chiba-ken 千葉県人会	04218	63-7225	Kinsaku Suzuki	Rua Comandante Taylor, 58 Ipiranga
Tokyo-to 東京都人会	01311	288-4166	Toshihiko Tarama	Av. Paulista, 509 14 ^o Bela Vista
Kanagawa-ken 神奈川県人会	01511	279-9832	Kenichi Shiota	Rua Conselheiro Furtado, 1003 Liberdade
Niigata-ken 新潟県人会	01525	279-5116	Fumio Harasawa	Rua Candia Calogeras, 153 Aclimação
Toyama-ken 富山県人会	01525	270-3083	Yoshijiro Tamura	R. Pandia Calogeras, 87 Aclimação
Ishikawa-ken 石川県人会	01322	251-4189	Toshio Tsukumo	Rua Alfredo Ellis, 301 Apt. 11 Liberdade
Fukui-ken 福井県人会	04365	577-2274	Yoshimori Tanaka	Av. Cupece, 4173 Cidade Ademar
Nagano-ken 長野県人会	01503	36-1268	Akio Yanagisawa	Pca. da Liberdade, 130 Apt. 910 Liberdade

県入会名	〒番号	〒E.L.	代表者名	所在地
Yamanashi-Ken 山梨県入会	01513	278-8143	Yoshihisa Takano	Rua Tomas de Lima, 545-Liberdade
Shizuoka-Ken 静岡県入会	05409	813-7442	Muneharu Goto	Rua Cardeal Arcoverde, 2417 Pinheiros
Aichi-Ken 愛知県入会	01513	278-3844	Masao Ikeda	Rua Sunta Luzia, 74 Liberdade
Gulfu-Ken 岐阜県入会	01526	279-8073	Shokichi Yasuda	Rua Bueno de Andrade, 446-Aclimação
Mie-Ken 三重県入会	01526	278-6412	Ryoichi Hamada	Rua Bueno de Andrade, 265-Aclimação
Shiga-Ken 滋賀県入会	04109	571-9659	Tsuyoshi Ohara	Rua Bras Cubas, 415-Aclimação
Kyoto-Fu 京都クラブ	01508	279-4093	Hajime Miyake	Rua São Joaquim, 439 Art. 54 Liberdade
Osaka-Fu なにわ会	0409	572-3927	Tomoichi Shimohirao	Rua Domingos de Moraes, 1851 Vila Mariana
Hyogo-Ken 兵衛県入会	01510	270-0025	Takeichi Wai	Rua da Glovia, 279 s/51 Liberdade
Nara-Ken 奈良県入会	04713	246-8431	Koichi Kanamura	Rua da Paz, 1193 Santo Amaro
Wakayama-Ken 和歌山県入会	01526	279-6771	Toshimitsu Ajimura	Rua Tenente Otavio Gomes, 88-Aclimação
Tottori-Ken 鳥取県入会	01553	63-3710	Tsunetoshi Tokuo	Trav. Buenopolis, 10-Vila Honumento

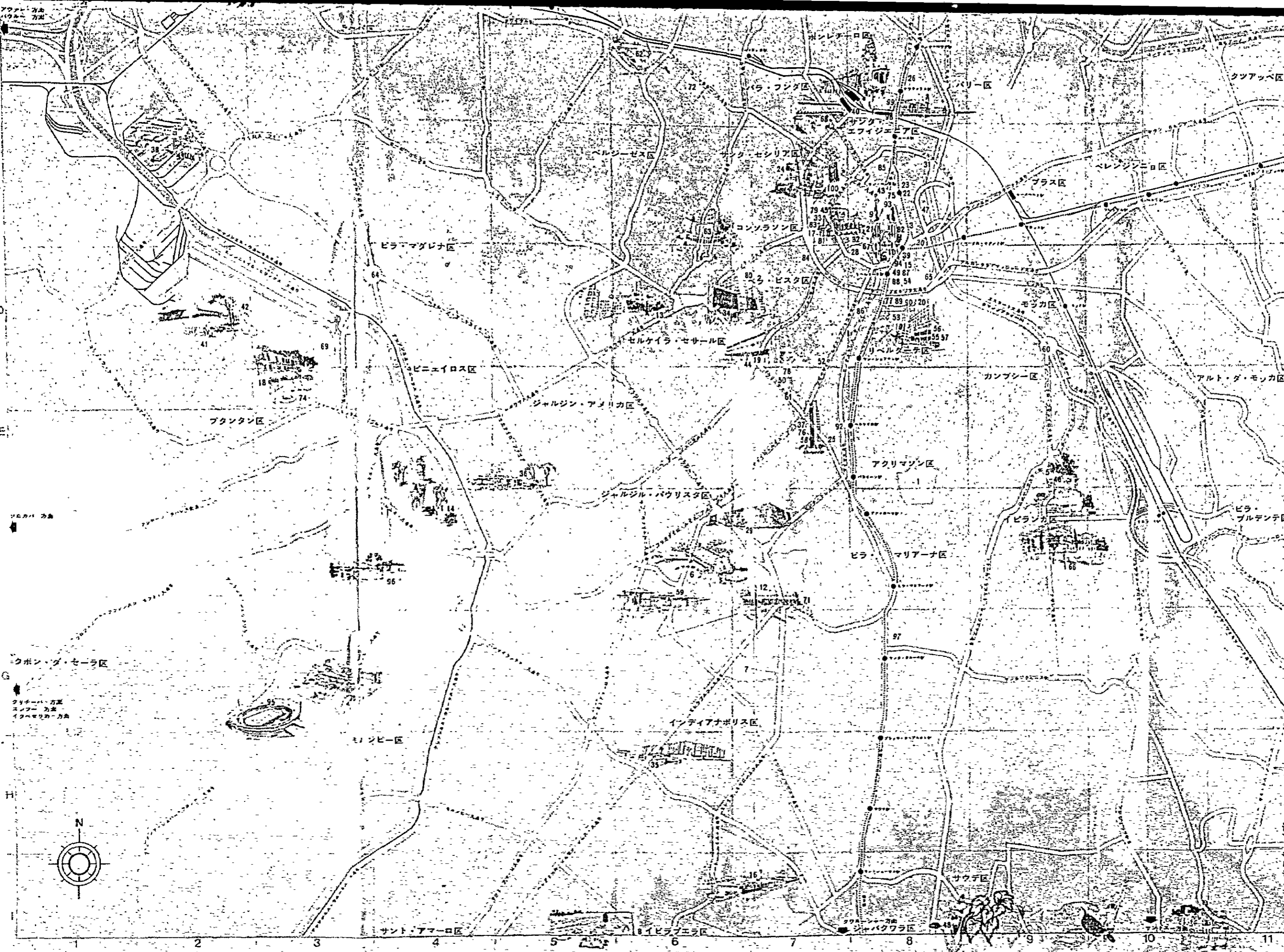
県人会名	〒番号	TEL	代表者名	所在地
Shimane-Ken 島根県人会	01513	255-2611	Kimiyasu Hirata	Rua Santa Luzia, 87 2 ^o -Liberdade
Okayama-Ken 岡山県人会	01510	279-8484	Takuji Fujii	Rua da Glória, 734 Liberdade
Hiroshima-Ken 広島県人会	01526	278-8501	Kiyoto Nakagawa	Rua Bueno de Andrade, 154-Acimação
Yamaguchi-Ken 山口県人会	01508	278-6074	Nobuo Miyamoto	Rua Pirapitingui, 72-Liberdade
Tokushima-Ken 徳島県人会	04013	549-0074	Tomoichi Imagawa	Rua Cubatão, 762 Apt. 51 Vila Mariana
Kagawa-Ken 香川県人会	04052	276-0281	Kozo Imayuki	Rua Itaipú, 442 B. Mirandópolis
Ehime-Ken 愛媛県人会	04126	544-2012	Yoshitada Sekitani	Rua Jorge Tibiriça, 898 Vila Mariana
Kochi-Ken 高知県人会	05408	211-8246	Toraki Yano	Rua Cardeal Arcoverde, 2810 Pinheiros
Saga-Ken 佐賀県人会	01525	278-7254	Jiro Shimanoe	Rua Pandia Calogeras, 108 Aclimação
Nagasaki-Ken 長崎県人会	01510	279-1286	Mario Osassa	Rua da Glória, 332 5/62
Kumamoto-Ken 熊本県人会	01513	278-7966	Mitsuaki Mizumoto	Rua Tomas de Lima, 625 Liberdade
Oita-Ken 大分県人会	01502	279-8518	Kunihiro Miyamoto	Av. Liberdade, 486 5/205-Liberdade

県人会名	千番号	TEL	代表者名	所在地
MIYAZAKI-Ken 宮崎県人会	01502	278-4689	Seio Iki	Av. Liberdade, 486 S/21-Liberdade
Fukuoka-Ken 福岡県人会	01531	278-3123	Toshi Wakita	Rua Saturno, 238-Aclimação
Kagoshima-Ken 鹿児島県人会	01246	62-2540	Takashi Tamari	Rua Itajobi, 54 Pacaembu
OkInawa-Ken 沖縄協会	01513	36-8823	Sobi Kayo	Rua Tomas de Lima, 72 Liberdade

4. サンパウロ市中心地図



- 1 アクリマンソン公園
- 2 アウグスタ ショッピング
- 3 アンソニウス公園
- 4 アニキス公園
- 5 イピランガ公園
- 6 イピランガ公園
- 7 イピランガ公園
- 8 イピランガ公園
- 9 イピランガ公園
- 10 イピランガ公園
- 11 イピランガ公園
- 12 イピランガ公園
- 13 イピランガ公園
- 14 イピランガ公園
- 15 イピランガ公園
- 16 イピランガ公園
- 17 イピランガ公園
- 18 イピランガ公園
- 19 イピランガ公園
- 20 イピランガ公園
- 21 イピランガ公園
- 22 イピランガ公園
- 23 イピランガ公園
- 24 イピランガ公園
- 25 イピランガ公園
- 26 イピランガ公園
- 27 イピランガ公園
- 28 イピランガ公園
- 29 イピランガ公園
- 30 イピランガ公園
- 31 イピランガ公園
- 32 イピランガ公園
- 33 イピランガ公園
- 34 イピランガ公園
- 35 イピランガ公園
- 36 イピランガ公園
- 37 イピランガ公園
- 38 イピランガ公園
- 39 イピランガ公園
- 40 イピランガ公園
- 41 イピランガ公園
- 42 イピランガ公園
- 43 イピランガ公園
- 44 イピランガ公園
- 45 イピランガ公園
- 46 イピランガ公園
- 47 イピランガ公園
- 48 イピランガ公園
- 49 イピランガ公園
- 50 イピランガ公園
- 51 イピランガ公園
- 52 イピランガ公園
- 53 イピランガ公園
- 54 イピランガ公園
- 55 イピランガ公園
- 56 イピランガ公園
- 57 イピランガ公園
- 58 イピランガ公園
- 59 イピランガ公園
- 60 イピランガ公園
- 61 イピランガ公園
- 62 イピランガ公園
- 63 イピランガ公園
- 64 イピランガ公園
- 65 イピランガ公園
- 66 イピランガ公園
- 67 イピランガ公園
- 68 イピランガ公園
- 69 イピランガ公園
- 70 イピランガ公園
- 71 イピランガ公園
- 72 イピランガ公園
- 73 イピランガ公園
- 74 イピランガ公園
- 75 イピランガ公園
- 76 イピランガ公園
- 77 イピランガ公園
- 78 イピランガ公園
- 79 イピランガ公園
- 80 イピランガ公園
- 81 イピランガ公園
- 82 イピランガ公園
- 83 イピランガ公園
- 84 イピランガ公園
- 85 イピランガ公園
- 86 イピランガ公園
- 87 イピランガ公園
- 88 イピランガ公園
- 89 イピランガ公園
- 90 イピランガ公園
- 91 イピランガ公園
- 92 イピランガ公園
- 93 イピランガ公園
- 94 イピランガ公園
- 95 イピランガ公園
- 96 イピランガ公園
- 97 イピランガ公園
- 98 イピランガ公園
- 99 イピランガ公園
- 100 イピランガ公園

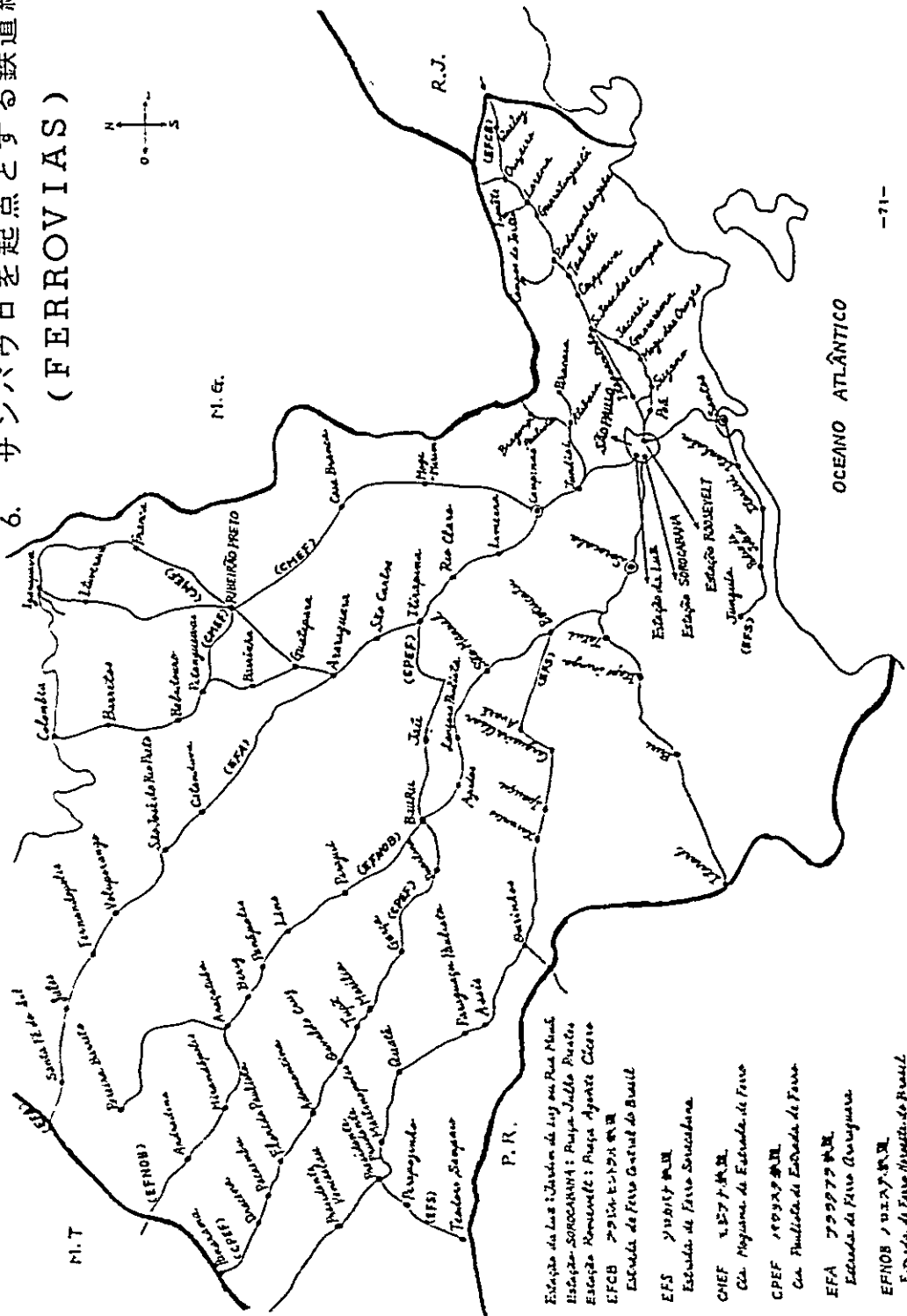


1	カトリック教会	1
2	カトリック教会	2
3	カトリック教会	3
4	カトリック教会	4
5	カトリック教会	5
6	カトリック教会	6
7	カトリック教会	7
8	カトリック教会	8
9	カトリック教会	9
10	カトリック教会	10
11	カトリック教会	11
12	カトリック教会	12
13	カトリック教会	13
14	カトリック教会	14
15	カトリック教会	15
16	カトリック教会	16
17	カトリック教会	17
18	カトリック教会	18
19	カトリック教会	19
20	カトリック教会	20
21	カトリック教会	21
22	カトリック教会	22
23	カトリック教会	23
24	カトリック教会	24
25	カトリック教会	25
26	カトリック教会	26
27	カトリック教会	27
28	カトリック教会	28
29	カトリック教会	29
30	カトリック教会	30
31	カトリック教会	31
32	カトリック教会	32
33	カトリック教会	33
34	カトリック教会	34
35	カトリック教会	35
36	カトリック教会	36
37	カトリック教会	37
38	カトリック教会	38
39	カトリック教会	39
40	カトリック教会	40
41	カトリック教会	41
42	カトリック教会	42
43	カトリック教会	43
44	カトリック教会	44
45	カトリック教会	45
46	カトリック教会	46
47	カトリック教会	47
48	カトリック教会	48
49	カトリック教会	49
50	カトリック教会	50
51	カトリック教会	51
52	カトリック教会	52
53	カトリック教会	53
54	カトリック教会	54
55	カトリック教会	55
56	カトリック教会	56
57	カトリック教会	57
58	カトリック教会	58
59	カトリック教会	59
60	カトリック教会	60
61	カトリック教会	61
62	カトリック教会	62
63	カトリック教会	63
64	カトリック教会	64
65	カトリック教会	65
66	カトリック教会	66
67	カトリック教会	67
68	カトリック教会	68
69	カトリック教会	69
70	カトリック教会	70
71	カトリック教会	71
72	カトリック教会	72
73	カトリック教会	73
74	カトリック教会	74
75	カトリック教会	75
76	カトリック教会	76
77	カトリック教会	77
78	カトリック教会	78
79	カトリック教会	79
80	カトリック教会	80
81	カトリック教会	81
82	カトリック教会	82
83	カトリック教会	83
84	カトリック教会	84
85	カトリック教会	85
86	カトリック教会	86
87	カトリック教会	87
88	カトリック教会	88
89	カトリック教会	89
90	カトリック教会	90
91	カトリック教会	91
92	カトリック教会	92
93	カトリック教会	93
94	カトリック教会	94
95	カトリック教会	95
96	カトリック教会	96
97	カトリック教会	97
98	カトリック教会	98
99	カトリック教会	99
100	カトリック教会	100

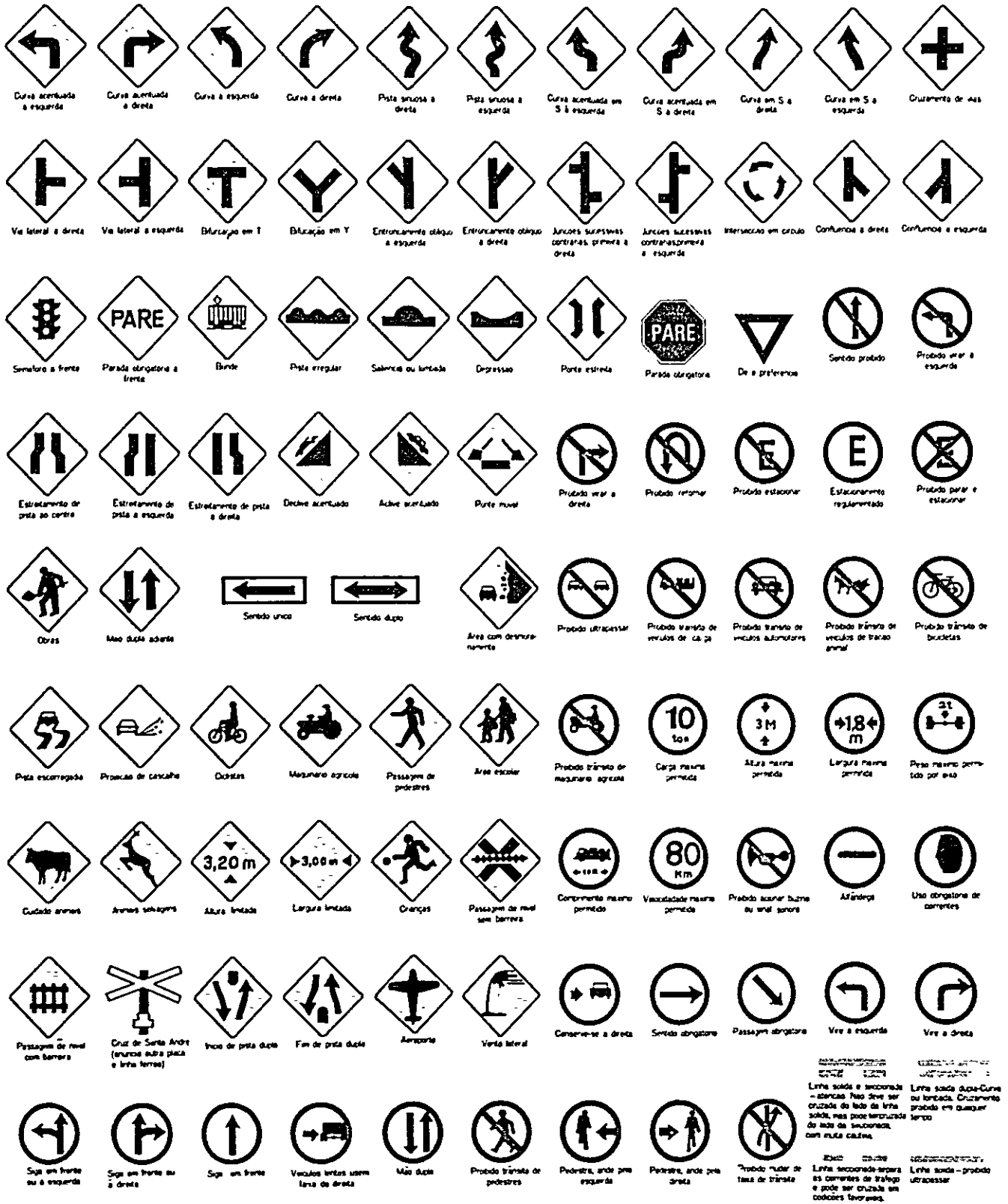
5 対ドル為替レート

買	売	日 付	買	売	日 付
147.47	148.21	26. 03. 82 (6a)	255.98	257.26	06. 01. 83 (5a)
149.87	150.62	05. 04. 82 (2a)	259.69	260.99	11. 01. 83 (3a)
152.43	153.19	16. 04. 82 (6a)	264.78	266.10	19. 01. 83
154.84	155.61	27. 04. 82 (3a)	269.28	270.63	24. 01. 83
157.57	158.36	06. 05. 82 (5a)	273.91	275.28	28. 01. 83
160.28	161.08	17. 05. 82 (2a)	278.70	280.09	03. 02. 83
163.35	164.17	26. 05. 82 (4a)	285.11	286.54	11. 02. 83
166.21	167.04	07. 06. 82 (2a)	291.95	293.41	17. 02. 83
169.08	169.93	17. 06. 82 (5a)	379.54	381.44	21. 02. 83
172.33	173.19	28. 06. 82 (2a)	386.71	388.64	02. 03. 83
175.40	176.28	07. 07. 82 (4a)	394.06	396.03	09. 03. 83
178.57	179.46	19. 07. 82 (2a)	403.32	405.34	16. 03. 83
181.80	182.71	27. 07. 82 (3a)	415.46	417.54	25. 03. 83
185.33	186.26	03. 08. 82 (3a)	423.98	426.10	05. 04. 83
188.96	189.90	13. 08. 82 (6a)	432.23	434.45	13. 04. 83
192.71	193.67	25. 08. 82 (4a)	440.55	442.75	20. 04. 83
197.14	198.13	03. 09. 82 (6a)	452.67	454.93	28. 04. 83
201.28	202.29	10. 09. 82 (6a)	462.03	464.31	05. 05. 83
206.20	207.23	23. 09. 82 (5a)	471.93	474.29	12. 05. 83
210.02	211.07	04. 10. 82 (2a)	481.47	483.88	19. 05. 83
213.61	214.68	11. 10. 82 (2a)	491.15	493.61	27. 05. 83
217.09	218.18	19. 10. 82 (3a)	501.96	504.47	02. 06. 83
220.63	221.73	26. 10. 82 (3a)	512.75	515.31	13. 06. 83
224.49	225.61	04. 11. 82 (5a)	520.96	523.56	17. 06. 83
228.46	229.60	11. 11. 82 (5a)	528.25	530.89	23. 06. 83
232.41	233.57	19. 11. 82 (6a)	540.27	542.97	30. 06. 83
236.07	237.25	26. 11. 82 (6a)	553.24	556.01	07. 07. 83
239.85	241.05	06. 12. 82 (2a)	565.96	568.79	14. 07. 83
243.64	244.86	13. 12. 82 (2a)	581.81	584.72	20. 07. 83
247.58	248.82	21. 12. 82 (3a)	596.94	599.92	26. 07. 83
251.41	252.67	27. 12. 82 (2a)			

6. サンパウロを起点とする鉄道網
(FERROVIAS)



7. ブラジル交通標識



8. ブラジルの政治、経済関係略号集

ABC	— Municípios de Santo André, São Bernardo do Campo e São Caetano do Sul		ラテン・アメリカ向大西洋 開発協同体
	サンパウロ市 近郊の三大衛生都市の略号	AELC	— Associação Européia de Livre Comércio
ABDIB	— Associação Brasileira de Desenvolvimento da Indústrias de Base		ヨーロッパ自由貿易連合
	ブラジル基幹産業開発協会	AIC	— Acordo Internacional do Café
ABI	— Associação Brasileira de Imprensa		国際コーヒー協定
	ブラジル新聞協会	AID	— Associação Internacional de Desenvolvimento
ABIF	— Associação Brasileira da Indústria Farmacéutica		国際開発協会
	ブラジル薬化学工業協会	ALALC	— Associação Latino Americana de Livre Comércio
ABIFA	— Associação Brasileira das Indústrias Ferro e Aço		ラテン・アメリカ自由貿易連合
	ブラジル鉄鋼工業	ANEPI	— Associação Nacional dos Exportadores de Produtos Industriais
ABINEE	— Associação Brasileira das Industrias Elétricas e Eletrônicas		工業製品輸出協会
	ブラジル電気・電子工業協会	ANFAVEA	— Associação Nacional dos Fabricantes de Veículos Automotores
ACESITA	— Companhia de Aços Especiais Itabira		全国自動車メーカー協会
	イタビラ特殊鋼会社	ANEP	— Associação Nacional de Fabricantes de Papel
ACSP	— Associação Comercial de São Paulo		全国製紙業者協会
	サンパウロ商業協会	APE	— Associação de Poupança e Empréstimos
ADELA	— Atlantic Community Development Group For Latin America		貯蓄信用協会
		API	— Associação Paulista

	de Imprensa パウリスタ新聞協会		envolvimento Econômico 国立経済開発銀行
APP	— Associação Paulista de Propaganda パウリスタ宣伝協会	BNH	— Banco Nacional de Habitação 国立住宅銀行
BASA	— Banco da Amazônia S.A. アマゾニア銀行	BVRJ	— Bolsa de Valores do Rio de Janeiro リオ・デ・ジャネイロ証券市場
BB	— Banco do Brasil S.A. ブラジル銀行株式会社 Banco Central do Brasil ブラジル中央銀行	BVSP	— Bolsa de Valores de São Paulo サンパウロ証券市場
BEFIEEX	— Benefícios Fiscaís Exportação 大蔵省内輸出税務特典局	CACEX	— Carteira do Comércio Exterior 伯銀貿易局
BID	— Banco Interamericano de Desenvolvimento 汎アメリカ開発銀行	CADE	— Conselho Administra- tivo de Defesa Econô- mica 経済防衛管理審議会
BIRD	— Banco Internacional de Reconstrução e Desenvolvimento 国際復興開発銀行	CAMIBO	— Carteira de Cambio do Banco do Brasil S.A. 伯銀内為替管理局
BMSP	— Bolsa de Mercadorias de São Paulo サンパウロ商品取引所	CBTN	— Companhia Brasileira de Tecnologia Nuclear ブラジル原子核技術公社
BNB	— Banco do Nordeste do Brasil ブラジル東北銀行	CCI	— Câmara de Comércio Internacional 国際商英会事務所
BNCC	— Banco Nacional de Crédito Cooperativo 全国信用組合銀行	CDC	— Conselho de Desenvol- vimento de Comércio 商業開発審議会
BNDE	— Banco Nacional de De-	CDI	— Conselho de Desenvol- vimento Industrial do Ministério da In- dústria e Comércio 工業開発審議会 (商工省内)

CEAGESP	— Companhia de Empre- positos e Armazens Gerais do Estado de São Paulo サンパウロ州食糧配給センター	生産融資委員会
CEE	— Caixa Económica Esta- dual 州立貯蓄金庫	CGR — Contadoria Geral da República 国家会計院
CEF	— Caixa Económica Fed- eral 連邦貯蓄金庫	CHESF — Companhia Hidro Elé- trica do São Franci- sco サンフランシスコ水 力電気会社
CELUSA	— Centrais Elétricas de Urubupungá S.A. ウルブングア中央電力株式会社	CHEVAP — Companhia Hidro Elé- trica do Vale do Paraíba パライバ流域水力電気会社
CEMIG	— Centrais Elétricas de Minas Gerais S.A. ミナス・ジェライス中央電力会社	CIAP — Conselho Internacio- nal de Aliança Para o Progresso 「進歩への同盟」国際審議会
CEMPEX	— Comissão de Empres- tismo Externo 外貨貸付委員会	CIBPU — Comissão Interesta- dual da Bacia Paraná Uruguai パラナ・ウル グアイ盆地各州委員会
CENPI	— Centro Nacional de Produtividade na In- dústria 内国工業生産性本部	CICATI — Comissão de Interca- mbio e Coordenação da Assistencia Interna- cional 国際技術援助交流調整委員会
CEPEL	— Comissão Económica Para a América Latina ラテン・アメリカ経済委員会 (国連内)	CIEF — Centro de Informções Económico Fiscais do Ministério da Fazenda 大蔵省税務情報センター
CF	— Câmara Federal 下院議会	CIES — Conselho Interameri- cano Economico e Soc al 汎米経済社会審議会
CFI	— Corporação Financeira Internacional 国際金融団体	CIESP — Centro das Indúst- rias do Estado de São
CFP	— Comissão de Financi- amento de Produção	

	Paulo		国家電力委員会
	サンパウロ州工業センター		
CIP	— Conselho Interministerio de Precos	CNI	— Confederação Nacional da Indústria
	閣僚物価審議会		国家工業連盟
CIPA	— Comissão Interna de Prevenção de Acidentes	CNP	— Conselho Nacional do Petróleo
	内国事故防止委員会		国家石油審議会
CLT	— Consolidação das Leis do Trabalho	CNTC	— Confederação Nacional dos Trabalhadores no Comércio
	総合労働法		国家商業労働者連盟
CM	— Casa da Moeda	COBRAS— MA	— Companhia Brasileira de Material Ferroviário
	造幣局		ブラジル鉄道資材会社
CMM	— Comissão de Marinha Mercante	COFIE	— Conselho de Fusão e Incorporação das Empresas
	海運委員会		企業合併吸収審議会
CMN	— Conselho Monetário Nacional	COHAB	— Companhia Habitacional
	通貨審議会		住宅会社
CMTC	— Companhia Municipal de Transportes Coletivos	CONDEP	— Conselho Nacional de Desenvolvimento Pecuario
	サンパウロ市交通公団		畜産開発審議会
CNA	— Conselho Nacional do Algodão	CONSI	— Conselho Nacional da Indústria Siderúrgica
	国家棉花審議会	DER	鉄鋼審議会
CNC	— Conselho Nacional do Comercio	CONPA	— Conselho Nacional de Prevenção do Ambiente
	国家商業審議会		公害防止審議会
CNCA	— Conselho Nacional Consultivo da Agricultura	CONSP	— Conselho Consultivo de Planejamento
	国家農業諮問審議会	LAN	企画諮問委員会
CNE	— Conselho Nacional de Economia	COPEL	— Companhia Paranaense de Eletreticidade
	国家経済審議会		パラナ電力会社
CNEN	— Comissão Nacional de Energia Nuclear		

COSIPA	— Companhia Siderúrgica Paulista パウリスタ製鉄会社	DEICOM	— Departamento de Estatísticas Industriais Comerciais e de Serviços do IBGE ブラジル地理統計院内工業・商業・サービス統計局
CPA	— Conselho Política Aduaneira 関税政策審議会	DES	— Direitos Especiais de Saque 特別引替法
CPI	— Comissão de Programação Financeira 財政プログラム作成委員会	DNEF	— Departamento Nacional de Estradas de Ferro 連邦鉄道局
CPFL	— Companhia Paulista de Força e Luz パウリスタ電力会社	DNOS	— Departamento Nacional de Obras de Saneamento 連邦衛生施設工事局
CREA	— Conselho Regional de Engenharia e Arquitetura 電力・建築地方別審議会	DNPM	— Departamento Nacional da Produção Mineral 連邦鉱物生産局
CREAL	— Carteira de Crédito Rural 農工信用局	DNPRC	— Departamento Nacional de Portos, Rios e Canais 連邦港燕河川局
CREGE	— Carteira de Crédito Geral do Banco do Brasil S. A. 伯銀内一般信用局	DNPS	— Departamento Nacional de Previdência Social 連邦社会保険局
CSN	— Companhia Siderúrgica Nacional 国立製鉄会社	DOPS	— Departamento de Ordens Política e Social 政治社会公安局
CTB	— Companhia Telefonica Brasileira ブラジル電話会社	EAE	— Escola de Administração de Empresas da Fundação Getúlio Vargas ジェソリオ・ヴァルガス財団企業経営管理学校
CVRD	— Companhia Vale do Rio Doce リオ・ドーセ流域会社	EMBRAER	— Empresa Brasileira de Aeronáutica
DAE	— Departamento de Aguas e Esgôtos 水道局		

	ブラジル航空公社	FICAM	— Fiscalização Cambial 中銀為替管理局
EMBRAT	— Empresa Brasileira de Turismo	FIREP	— Fundo Financiamento Para Importação de Bens de Produção 生産財輸入融資基金
UR	ブラジル観光公社	FIESP	— Federação das Indús- trias do Estado de São Paulo サンパウロ州工業連盟
ESCAM	— Estatística Nacional das Operações de Cambio 為替オペレーション統計	FIMACO	— Programa de Financi- amento de Materiais de Construção 建築資材融資プログラム
EXIMBA	— Banco de Exportação e Importação dos EUA 米商輸出入銀行	FINAME	— Agencia Especial de Financiamento Indus- trial 工業機械設備購入融資基金
NK		FINANN	— Programa de Financi- amento Para Saneame- nto 衛生改善融資プロ ラム
FAO	— Food Agricultural Organization 世界食糧農業機構	FIPEME	— Fundo de Financiamen- to a Pequena e Media Empresa 中小企業融資基金
FCESP	— Federação do Comer- cio do Estado de São Paulo サンパウロ州商英連盟	FIRCE	— Fiscalização e Regis- tro de Capitais Estrangeiros 外資登録管理局
EDPA	— Fundo de Defesa de Produtos Agropecua- rios 農畜産物防衛基金	FIREX	— Financiamentos com Recursos Externos (Resolução 63)
PENASE	— Federação Nacional das Empresas de Se- guros 内国保険英連盟		
G			
FGTS	— Fundo de Garantia do Tempo de Serviço 勤続期間保障基金		
FGV	— Fundação Getulio Va- rgas ジェツリオ・ヴァ ルガス財団(経済研究所)		
FIBAN	— Fiscalização Banca- ria 中銀銀行監督局		

	外資による融資		
FINEX	— Fundo de Financiamento a Exportação 輸出融資基金	FUNRUR	— Fundo de Assistência ao Trabalhador Rural 農村労働者援護基金
FMI	— Fundo Monetário Internacional 国際通貨基金	FUNTEC	— Fundo de Desenvolvimento Técnico Científico 技術・科学開発基金
FRC	— Fundo de Racionalização da Cafeicultura コーヒー栽培合理化基金	FURNAS	— Central Eletrica de Furnas S/A フルナス中央電力会社
FUNAGRI	— Fundo Geral Para Agricultura e Indústria 農工業一般基金	GECAM	— Gerência de Operações de Cambio Banco Central do Brasil 中銀内為替操作管理局
FUNDAG	— Fundo Especial de Desenvolvimento Agrícola 農業開発特別基金	GEDIP	— Gerência da Dívida Pública Banco Central do Brasil 中銀内国家負債管理局
FUNDECE	— Fundo de Democratização do Capital das Empresas 会社資本民主化基金	GERCA	— Grupo Executivo da Racionalização da Cafeicultura コーヒー栽培合理化実行グループ
FUNDEPE	— Fundo de Democratização da Pecuária 畜産民主化基金	IAA	— Instituto do Açúcar e do Alcool 砂糖酒精院
FUNFER	— Fundo de Estimulos Financeiros ao Uso de Fertilizantes e Suplementos Minerais 肥料使用振興基金	IAPI	— Instituto de Aposentadoria e Pensão dos Industriarios 工業従業員扶助恩給院
FUNGIRO	— Fundo de Financiamento do Capital de Giro 運転資金融資基金	IBC	— Instituto Brasileiro do Café ブラジルコーヒー院
FUNISO	— Fundo de Investimentos Sociais 社会投資基金	IBGE	— Instituto Brasileiro de Geografia e Esta-

	tistica ブラジル地理統計院	INPS	— Instituto Nacional de Previdência Social 国家社会保険院
IBS	— Instituto Brasileiro de Siderurgia ブラジル鉄鋼院	IPASE	— Instituto de Previdência Social dos Serviços do Estado 州社会福祉サービス院
ICM	— Imposto sobre a Circulação de Mercadorias 商品流通税	IPES	— Instituto de Planejamento Econômico Social 经济社会計画院
IDA	— Associação Internacional de Desenvolvimento 国際開発協会	IPI	— Imposto sobre Produtos Industrializados 工業製品税
IDORT	— Instituto de Organização Racional do Trabalho 労働生産性合理化研究所	IRB	— Instituto de Resseguros do Brasil ブラジル再保険院
IEASP	— Instituto de Economia Agrícola de São Paulo. サンパウロ農業経済研究所	IRGA	— Instituto Rio Grandense do Arroz リオ・グランデ米作研究所
IGG	— Instituto Geográfico e Geológico 地質地理学院	LTN	— Letras do Tesouro Nacional 国庫債券
INBVSP	— Índice de Bolsa de Valores de São Paulo サンパウロ証券市場株式指数	MCE	— Mercado comum Européu ヨーロッパ共同市場
INCRA	— Instituto Nacional de Colonização e Reforma Agrária 国立植民農地改革院	MCLA	— Mercado Comum Latino Americano ラテン・アメリカ共同市場
INIC	— Instituto Nacional de Imigração e Colonização 連邦移植民院	NAB	— Nomenclatura Alfandegária de Bruxelles ブリュッセル税関目録
		NBM	— Nomenclatura Brasileira de Mercadorias ブラジル商品目録
		OEA	— Organização dos Esta-

	dos Americanos 米洲機構		国家開発計画
ONU	— Organização das Nações Unidas 国際連合	PNB	— Produto Nacional Bruto 国民総生産
OPEP	— Organização dos Países Exportadores de Petróleo 石油輸出機構	PRODOE	— Programa de Desenvolvimento do Centoro Oeste 中西部開発プログラム
ORTN	— Obrigações Reajustáveis do Tesouro Nacional 価値修正付国債	RECON	— Fundo de Refinanciamento a Construção 建築再融資基金
PASEP	— Programa de Formação do Patrimônio do Servidor Público 公務員資産造成プログラム	REFINA	— Programa de Refinanciamento de Sistemas de Abastecimento de Água 給水システム再融資プログラム
PES	— Plano de Equivalência Salarial 賃金均衡プラン	RFF	— Rede Ferroviária Federal S. A. 連邦鉄道会社
PETROB	— Petróleo Brasileiro S. A. ブラジル石油公社	REGIR	— Fundo de Refinanciamento ao Capital de Giro 運転資金再融資基金
PIB	— Produto Interno Bruto 国内総生産	REINVE	— Fundo de Refinanciamento Para Investimento 投資再融資基金
PIN	— Programa de Integração Nacional 国家統合計画	SCI	— Sociedade de Crédito Imobiliário 不動産金融会社
PIS	— Programa de Integração Social 社会統合プログラム	SEDAI	— Serviço Estadual de Assistência do Inventor 州立発明者保護局
PMSP	— Prefeitura Municipal de São Paulo サンパウロ市庁	SENAC	— Serviço Nacional de Aprendizagem Comercial 商業実習訓練所
PND	— Plano Nacional de Desenvolvimento	SENAI	— Serviço Nacional de Aprendizagem Indus-

	trial 工業実習訓練所		
SERPRO	— Serviço de Processamento de Dados do Ministério da Fazenda 大蔵省情報処理サービス局	UPC	— Unidade Padrão de Capital do BNH 住宅銀行資本金標準単位(実際には価値修正付国債の時価)
SFH	— Sistema Financeiro Habitacional 住宅融資システム	USAID	— Agencia dos Estados Unidos para o Desenvolvimento Internacional 米国国際開発局
STF	— Supremo Tribunal Federal 連邦最高裁判所	USIMIN	— Usinas de Minas Gerais
SUDAM	— Superintendencia de Desenvolvimento da Amazonia アマゾン開発計画管理庁	AS	ミナス・ジェライス製鉄所
SUNAB	— Superintendencia Nacional de Abastecimento 連邦配給管理庁	USP	— Universidade de São Paulo サノパウロ総合大学
SUNAMAM	— Superintendencia Nacional da Marinha Mercante 内国商船管理庁		
TAB	— Tarifa Aduaneira Brasileira ブラジル関税率表		
TRT	— Tribunal Regional de Trabalho 労働地方裁判所		
TN	— Tesouro Nacional 連邦国庫		
TSE	— Tribunal Superior Eleitoral 最高選挙裁判所		
UNCTAD	— United Nations Commission of Trade and Development 国連貿易開発委員会		

9. × 毛 欄

